

第三章 調査結果の詳細分析

～新たな時代の人権教育・啓発の創造を目指して～

近畿大学名誉教授 奥田 均

第1節 調査の意義と分析の視点

2016年（平成28年）に差別解消に関する法律が相次いで施行された。4月の障害者差別解消法、6月のヘイトスピーチ解消法、そして12月の部落差別解消推進法である。「差別解消三法」と呼ばれるこれらの法律には、差別問題に取り組む視点の大きな発展が盛り込まれている。

差別問題や人権課題に関するこれまでの取組は、基本的に被害者を救済するという「被差別当事者に対する対策」という発想から組み立てられてきた。障がい者問題では障がい者への各種の福祉施策がそれであり、同和問題（部落差別）では同和対策事業がこれにあたる。こうした取組の発想と実践はいずれも大きな成果を築いており高く評価されなければならない。そして、当事者にとっては命綱ともいえる大切な施策であった。

しかし、こうした被差別当事者対策という発想と手法にとどまっているだけでは、差別の実態を「改善」しこそすれ「解消」にまで導くものではなかった。なぜなら、差別の原因は当事者の側にあるのではなく、区別を差別に転化している社会の在り方にこそ問題があるからである。2016年（平成28年）に施行された先の三法はこの点を踏まえ、社会の在り方を変革することを通じて「差別の改善」からいよいよ「差別の解消」へと人権の取組のステップアップを図ろうとするものであった。まさに差別の結果に対する「補償」の段階から、差別のない社会の「建設」の段階への質的発展である。

障害者差別解消法では「社会モデル」と言われる差別のとらえ方に立脚し「合理的配慮」という社会の変革を求めた。ヘイトスピーチ解消法も、国・地方公共団体及び日本国民に向けられた法律となっている。そして部落差別解消推進法では、同和対策事業は登場せず、「もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と新しい社会の建設を第一条（目的）に記している。

この時、社会の構成員たる市民にはかつてない大きな役割と期待が課せられることとなる。それは、単に差別問題や人権課題に対して「教育や啓発を受ける客体」という受動的立場から、むしろ積極的に「差別をなくす存在」、「差別のない社会を建設する主体」という能動的立場への発展的進化である。

こうした時代と社会の変化にあって、人権を尊重し差別解消を目指す行政はいかにあるべきか、どのような市民に対する教育・啓発の取組を推進すべきかが問われている。本調査はその示唆を市民の意識実態から把握しようとするものであり、「単なる5年ぶりの調査」にとどまらないかつてない意義を有するものである。

以上の問題意識のもとに、ここでの分析テーマとして設定したのは次の5点である。

【1】 「差別解消三法」 及び大分市独自の取組についての認知状況

「差別解消三法」 および大分市の独自の取組の認知状況を明らかにし、差別問題や人権課題に関する社会の新たな展開が市民に届いているかを確認する。

【2】 調査結果に見る差別の現実

取組の起点は差別の現実である。大分市の状況の一端を本調査から明らかにしたい。まずは部落差別解消推進法で明確に認知した部落差別の実態を取り上げ、次いで障がい者問題、外国人問題、LGBTなど性的少数者問題、コロナ問題、身元調査に関する差別や偏見の状況を探る。

【3】 「寝た子を起こすな論」を検証する

教育・啓発活動をはじめとする差別解消の取組に立ちほだかるのは「寝た子を起こすな論」である。この考え方の現状を把握し克服の必要性を確認する。

【4】 人権啓発活動の現状と効果検証

人権教育や啓発活動の効果はつかみにくい。果たしてこの間の人権啓発活動は差別解消、人権擁護に貢献できているのだろうか。調査結果から検証する。

【5】 人権問題における市民の態度や行動に影響を与えているもの

差別解消は市民の具体的な態度や行動がなければ実現せず、教育・啓発活動の目的もこの点にある。同和問題（部落差別）、障がい者問題、外国人問題を取り上げ、これらの問題における態度や行動に影響を与えている要因を確かめ、今後の教育・啓発活動の課題を探る。

これらテーマの分析から導かれる「今後の取組への課題認識」については、それぞれの項目（節）ごとに「小括（まとめ）と課題」を記し提示することとしている。またここでの分析では、問27の自由記述は取り上げていない。様々な意見が提供されているが、これらは行政担当部局において今後の施策展開に関する参考意見とされることを求めている。

なお、本項で取り上げている調査データは、上記の問題意識に関わる調査項目に絞ったものに限られている。調査結果にはこれ以外にも重要な内容が多く示されている。それらについては別に本調査の全項目に関するデータ紹介および解説がなされているので参照されたい。

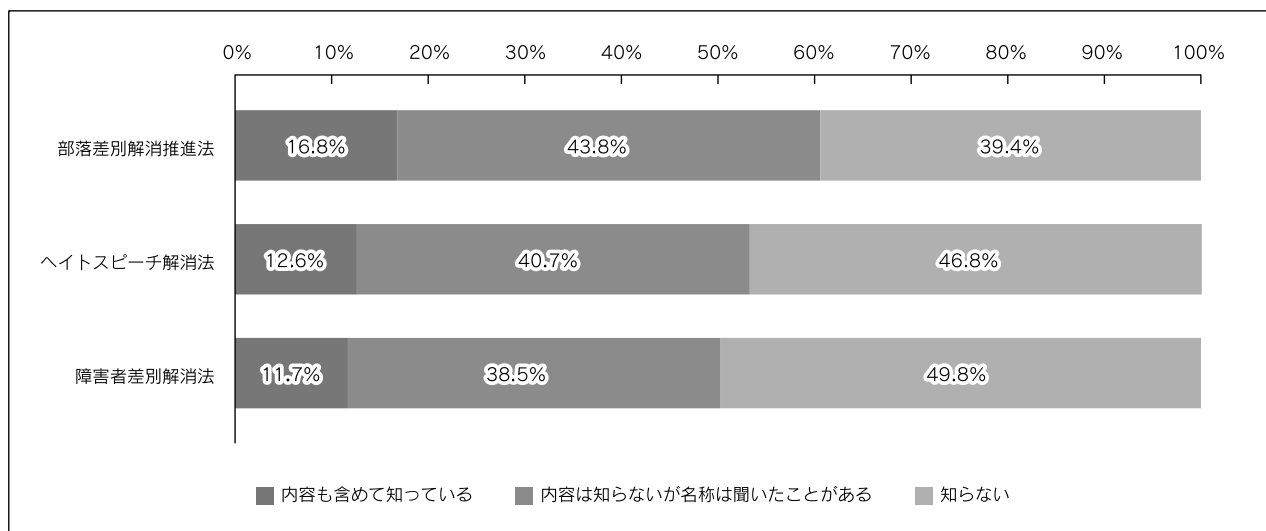
第2節 「差別解消三法」及び大分市独自の取組についての認知状況

1 「差別解消三法」の認知状況

「差別解消三法」は、差別問題への取組を「被差別当事者に対する対策」という段階からさらに一歩進めて「差別のない社会を実現する」という社会変革を目指す新たな発想の法律である。そして、その主人公は市民である。しかし、市民にこうした法律が周知され、きちんと認識されているのだろうか。

図1は、「差別解消三法」の市民の認知状況に関する調査結果である。「内容も含めて知っている」は部落差別解消推進法が最も高く16.8%となっており、次いでヘイトスピーチ解消法の12.6%、障害者差別解消法の11.7%となっている。他方、名前すら「知らない」とした人が、部落差別解消推進法で39.4%、ヘイトスピーチ解消法で46.8%、障害者差別解消法で49.8%あった。

図1 「差別解消三法」の認知状況



2 大分市独自の取組の認知状況

次に大分市独自の取組に関する市民の認知状況を取り上げておく。

図2は、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」及び「大分市人権教育・啓発基本計画」「差別をなくす運動月間（8月）」の認知状況である。「差別をなくす運動月間（8月）」については「内容も含めて知っている」が17.5%、「内容は知らないが名称は聞いたことがある」が48.9%と、一定市民に認知されている状況が示されている。他方、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」については、「知らない」が66.1%もありその認知度は低い。

本市における人権・同和行政の基本となる条例だけに一層の周知が求められる。

図2 人権に関する大分市の条例等の認知状況

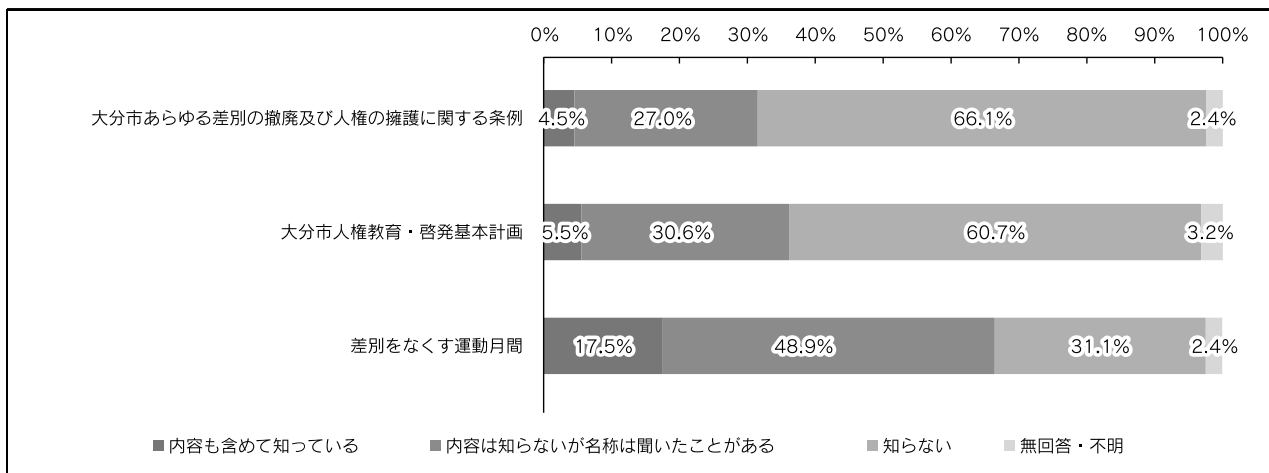


図3は「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」についての認知状況である。「行ったことがある」は6.5%にとどまっている。2013年（平成25年）7月のオープン以来7年余りが経過しているにも関わらず未だに「知らない」市民が65.4%も存在する。なお、本センターは、開館以来、学校等の人権・同和教育や各種団体の人権・同和問題研修を支援するため、市内全小・中学校児童生徒等を対象とした体験学習や講話等の研修を実施していることから、今後、活動の成果が認知度に反映されることを期待している。

また、図4は、市が本人の代理人や第三者に住民票や戸籍謄本などを交付したときに本人に通知する「本人通知制度」についての認知状況である。不当な身元調査などから自らの人権を守る大切な制度であるが、これもまだ74.9%の市民が「知らない」としている。なお、2020年（令和2年）8月1日現在の大分市民の登録率は3.5%で、県平均の3.7%を下回っている。大分県内の最高は白杵市の9.5%で、大分市は18市町村中11位となっている。

図3 「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」についての認知状況

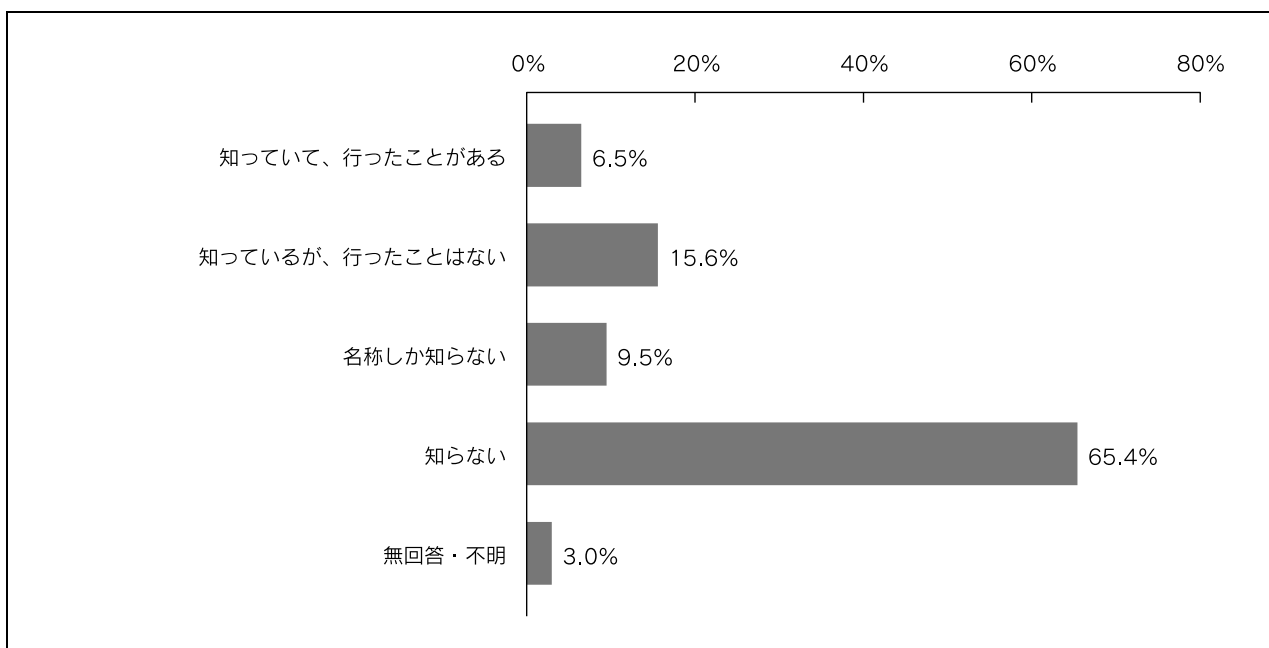
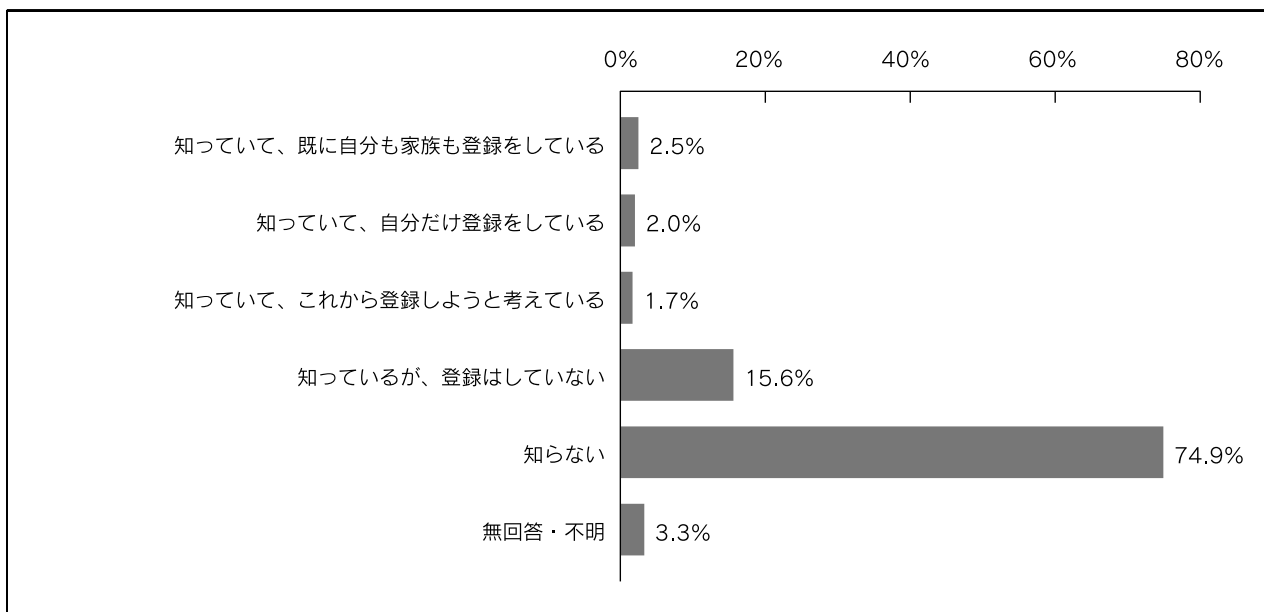


図4 「本人通知制度」についての認知状況



3 第2節小括(まとめ)と課題

「知らない人権は守られない」という言葉があるとおりに、いくら立派な法律が制定されても市民が承知しないことにはその効力は半減される。いくら立派な市の条例や施設、制度が整えられても肝心の市民が知らないことには宝の持ち腐れになる。その意味では、「差別解消三法」や「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」、「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」や「本人通知制度」の認知度はまだまだ十分とは言えない。今後さらに、こうした法や条例、市の取組を繰り返し粘り強く市民に周知していくことが求められる。

また、こうした周知の取組そのものが、実は強力な教育・啓発の取組になっている点にも留意することが必要である。

なお、本市では全国的に見ても引けをとらない周知啓発活動が展開されてきたと言えるが、行政の取組だけでは限界があることも確かである。今後は様々な市民団体や関係団体（例えばPTAや農協、漁協、森林組合、商工会議所、観光協会、民生委員児童委員協議会、保護司会、宅建業団体、労働組合、宗教各教団など）の協力を得て、市民自身が周知及び啓発の主体となる取組の創造が期待される。そのためには人権啓発を人権担当部局だけにとどめず、これら団体や組織に関わる庁内関係部局の働きかけや支援の取組が求められる。

第3節 調査結果に見る差別の現実

1 同和問題(部落差別)に関して

(1)土地差別の実態

同和地区（被差別部落）の土地や住宅に関して、購入や賃貸においてこれを避けることを土地差別という。その状況を前回調査（2015年度（平成27年度）に実施された大分市「人権に関する市民意識調査」）との比較を踏まえて検証する。

図5・図6は、問9「あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望にあっても、次のア～キの条件の場合、避けることがありますか」に対する回答結果である。

図5は、「カ 同和地区（被差別部落）の地域内である」場合での結果で、「避けると思う」が11.0%、「どちらかと言えば避けると思う」が25.2%となっており、「避ける」の合計は36.2%であった。これに対して「全く気にしないと思う」が33.0%、「どちらかと言えば避けないと思う」が27.6%で、「避けない」の合計は60.6%であった。2015年度（平成27年度）調査での「避ける」の合計は45.4%、「避けない」の合計は51.5%であり、いずれも9ポイントほど改善されている。

図6は、「キ 近隣に同和地区（被差別部落）がある」場合の結果で、「避けると思う」が7.4%、「どちらかと言えば避けると思う」が23.5%となっており、「避ける」の合計は30.9%であった。これに対して「全く気にしないと思う」が37.8%、「どちらかと言えば避けないと思う」が28.0%で、「避けない」の合計は65.8%であった。2015年度（平成27年度）調査での「避ける」の合計は33.5%、「避けない」の合計は62.7%であり、わずかであるが改善されている。

しかし、なお36.2%の市民が同和地区（被差別部落）の物件を避けるとし、「近隣」であっても同和地区（被差別部落）が存在する物件を避けるとした市民が30.9%もなお存在するのは深刻な事態である。

図5 住宅を購入したり借りたりするときの意向(物件が同和地区(被差別部落)内の場合)

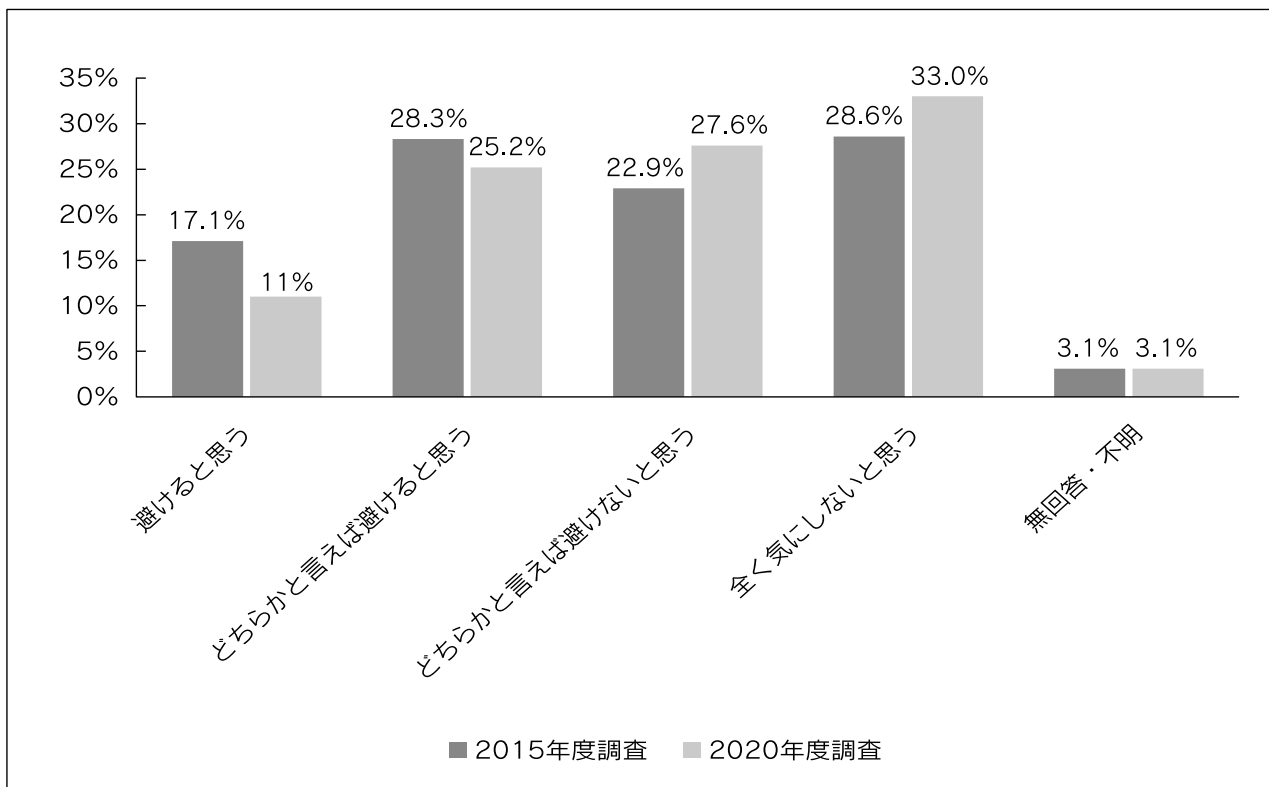
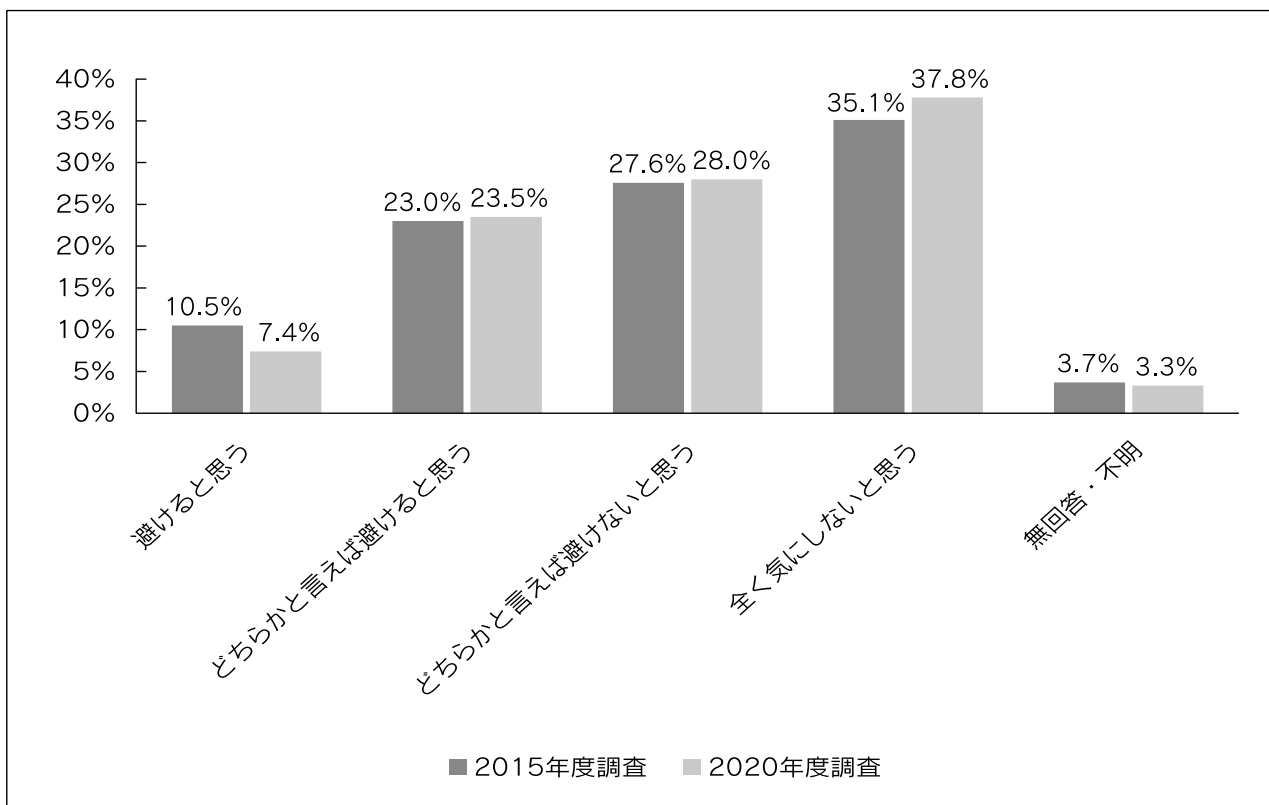


図6 住宅を購入したり借りたりするときの意向(物件の近隣に同和地区(被差別部落)がある場合)



なお、表1は問17「あなたは、世間ではどのようなことで同和地区出身者（被差別部落出身者）と判断していると思いますか」の回答結果である。

「わからない」を除き最も多かったのは「本人が現在、同和地区（被差別部落）に住んでいる」の31.5%であった。次いで「本人の出生地が同和地区（被差別部落）である」の23.9%、「本人の本籍地が同和地区（被差別部落）である」の22.9%と続いている。また両親や祖父母の現住所を判断理由にしている場合が19.3%、両親や祖父母の本籍地や出生地をあげている場合が14.5%であった。

調査の結果は、同和地区出身者（被差別部落出身者）か否かの判断において様々な基準が市民の間に流通しているものの、そこには「同和地区（被差別部落）という地域（土地）との関わりの有無」によってその判断がなされているという共通点が存在していることが示されている。つまり、同和地区（被差別部落）と「現住所・本籍地・出生地」など何らかの接点を持てば「同和地区出身者（被差別部落出身者）と見なされる可能性が生じる」状況が人々を包み込んでいるのである。

図5、図6で見た同和地区（被差別部落）の不動産物件への忌避的態度の背景には、こうした「同和地区との土地との関係を持てば同和地区出身者と見なされかねない」という部落差別（同和問題）に関わる意識構造が影響を与えていると思われる。だからこそ、インターネットなどでの同和地区（被差別部落）情報の暴露は、部落差別行為であり許されない暴挙となるのである。

表1 同和地区出身者（被差別部落出身者）の判断理由（複数回答可）

総数	本人が現在、同和地区（被差別部落）に住んでいる	本人が過去に同和地区（被差別部落）に住んだことがある	本人の本籍地が同和地区（被差別部落）である	本人の出生地が同和地区（被差別部落）である	父母あるいは祖父母が同和地区（被差別部落）に住んでいる	父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区（被差別部落）である	父母あるいは祖父母の出生地が同和地区（被差別部落）である	職業によって判断している	その他	わからない	無回答・不明
1679	31.5%	15.4%	22.9%	23.9%	19.3%	14.5%	14.5%	6.0%	1.5%	48.0%	3.9%

(2) 差別的情報の流布とその受け止め

図7は、問18「あなたは『同和地区出身者（被差別部落出身者）と関わらない方がよい』というような内容を、見たり聞いたりしたことがありますか」との質問に対する回答結果を示している。「ない」は68.6%で、無回答の3.3%を除く残り28.1%の市民はこうした話を何らかの形で見たり聞いたりした経験を有している。

図7 「同和地区出身者(被差別部落出身者)と関わらない方がよい」という情報について見たり聞いたりした経験

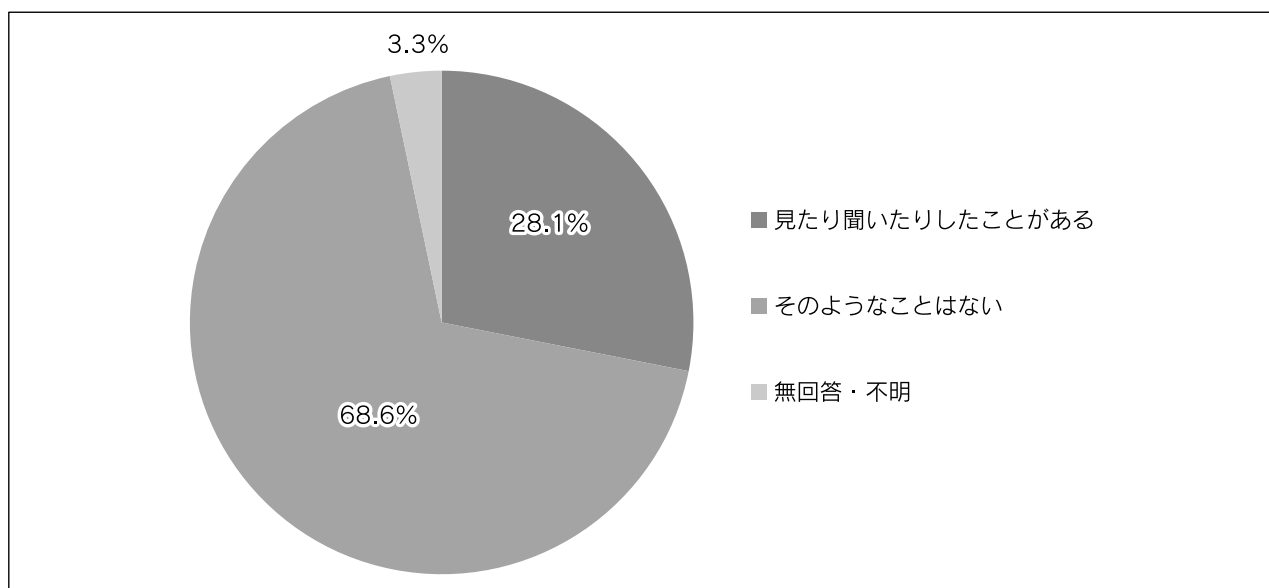


図8は、こうした経験のある人において、見たり聞いたりした時にどう感じたのかをたずねた結果である（無回答・不明を除く）。「反発・疑問を感じた」人は24.3%にとどまり、逆に「その通りと思った」が3.7%、「そういう見方もあるのかと思った」が60.3%に達している。

図8 見たり聞いたりしたときの感じ(無回答・不明を除く)

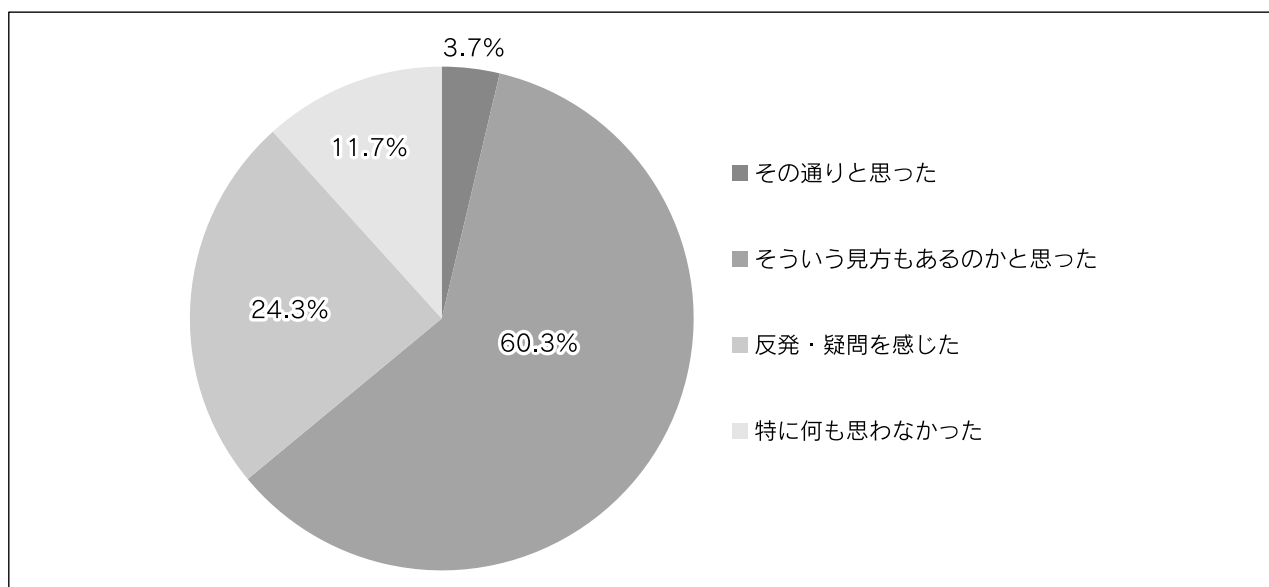


表2は、こうした情報の見聞経験のある人において、それは誰から、または何によって知ったのかをたずねた結果である（無回答・不明を除く）。最も多かったのは、「家族」からの32.8%で、次いで「友人」、「職場の人」、「親戚」、「近所の人」がいずれも20%以上となっている。

そもそも「同和地区出身者（被差別部落出身者）と関わらない方がよい」という情報自体が偏見に満ちたものであり、こうした情報に28.1%もの市民が接していることは、差別的情報が広く流布している状況を示している。

さらに、それを聞いた時、「反発・疑問を感じた」人が24.3%と4人に1人にとどまっていることにも驚かされる。もし「大分市民に関わらない方がよい」といったうわさが全国の28.1%の人が聞いたとし、それに「反発・疑問を感じた」人が4人に1人しかいかなかったとしたら大分市民はどのように感じるだろうか。しかも、こうした情報の入手経路から考えれば、それが家庭や職場、近隣といったごくありふれた毎日の生活の中で飛び交っていることがわかる。深刻な実態と言えよう。

表2 差別的情報の入手経路（無回答・不明を除く）

該 当 数	家 族	親 戚	近 所 の 人	友 人	職 場 の 人	学 校 の 先 生	市 町 村 職 員	知 ら な い 人	新 聞	書 籍 ・ 雑 誌	イ ン タ ー ネ ッ ト	そ の 他
472	32.8%	20.1%	20.1%	24.2%	21.6%	4.0%	0.8%	3.0%	7.4%	10.6%	6.6%	4.7%

(3) 結婚差別

問20(1)では、「仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が同和地区出身者(被差別部落出身者)だとわかった場合」の態度を尋ねている。また問20(2)では、「あなたの親戚」がとるであろう態度について質問している。

図9はその内回答者自身の態度(問20(1))についての結果である。「まったく問題にしない」が33.5%、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」が45.7%で、全体の79.2%の市民が「問題にしない」という姿勢を示している。他方、「迷いながらも、結局は考え直すように言うだろう」が12.1%で、「考え直すように言う」が3.1%あり、その合計は15.2%であった。10年前の2010年度(平成22年度)調査からはわずかに改善しているとはいえ、同和地区出身者(被差別部落出身者)との結婚における忌避状況に大きな変化は見られない。

図9 同和地区出身者(被差別部落出身者)との結婚に対する態度

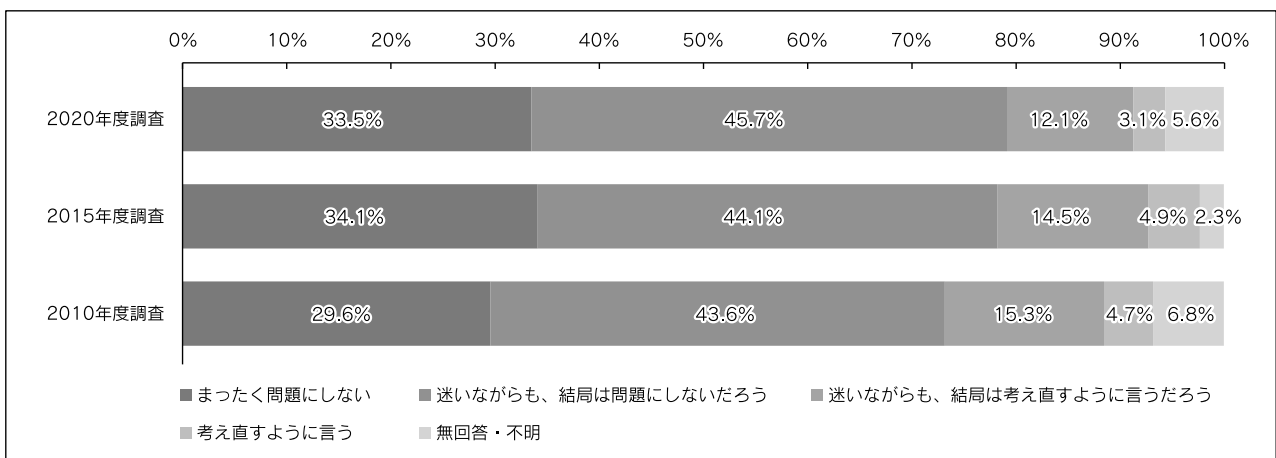
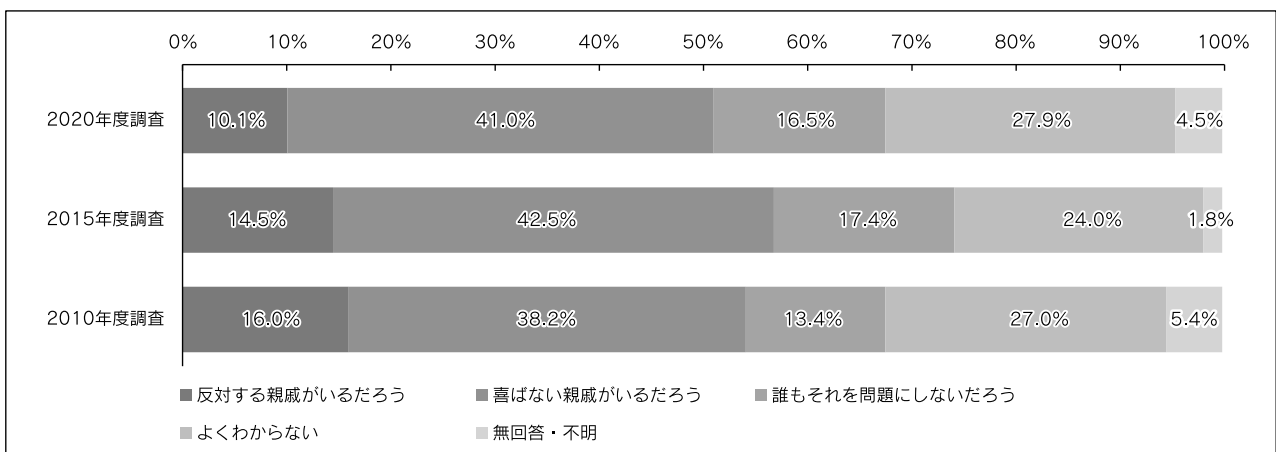


図10は親戚がとるであろう態度についての回答結果である。「反対する親戚がいるだろう」が10.1%、「喜ばない親戚がいるだろう」が41.0%にのぼっており、その合計は51.1%と過半数に及んでいる。2015年度(平成27年度)の前回調査よりはわずかに改善されているものの、大変厳しい状況にあることに変わりはない。冠婚葬祭には親戚の意向が影響を及ぼしやすい。こうした状況が結婚差別を増幅させる力として働いていることがうかがえる。

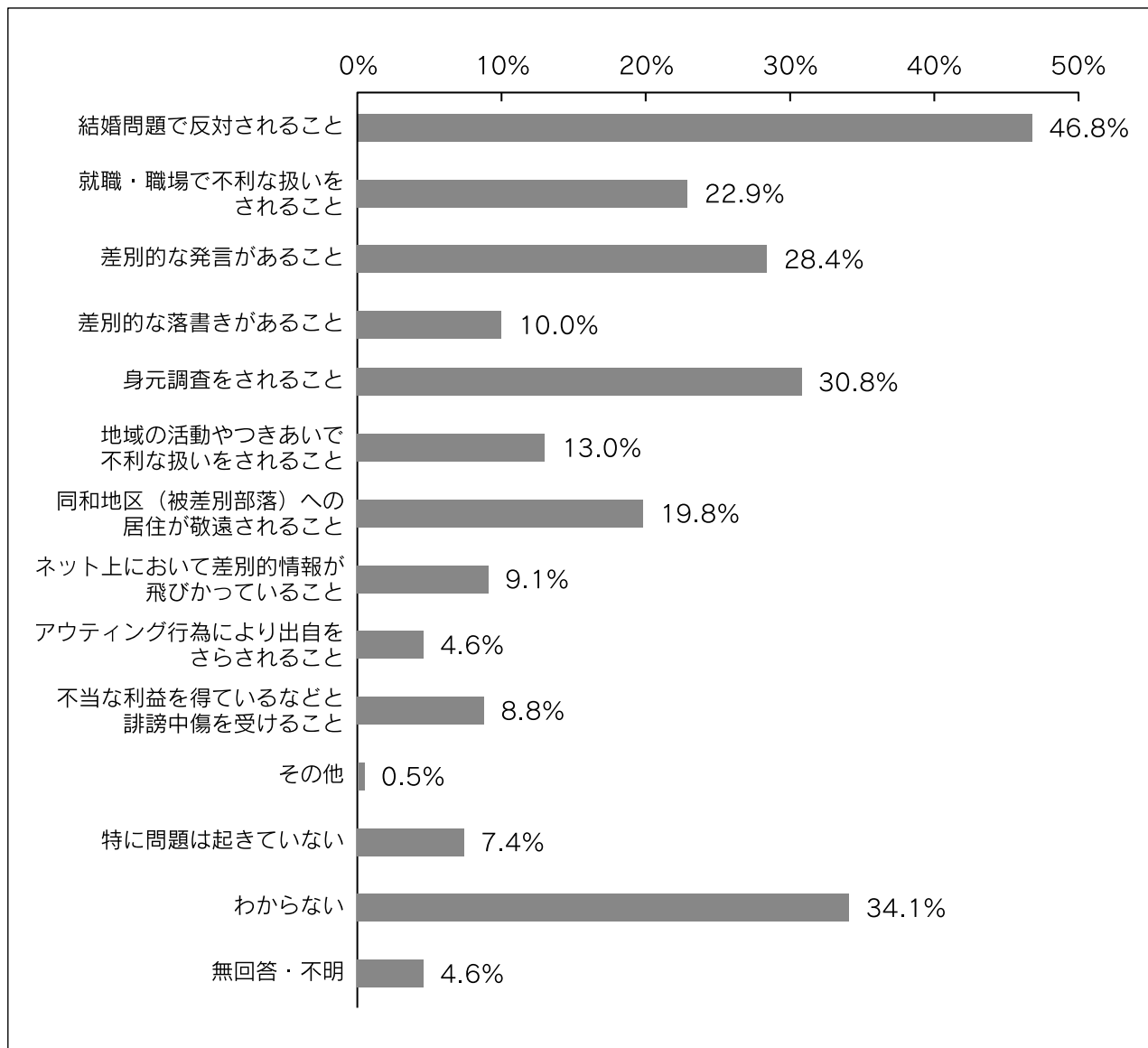
図10 親戚がとるであろう態度



(4) 市民の認識

問19では、同和問題（部落差別）に関する事で、現在起きている問題についての市民自身の認識を問うている。図11はその結果を示しているが、「特に問題は起きていない」とした人の割合は7.4%にとどまっている。差別の現実の反映という側面がうかがえる。

図11 同和問題(部落差別)に関する事で、どのような問題が起きているのかについての認識



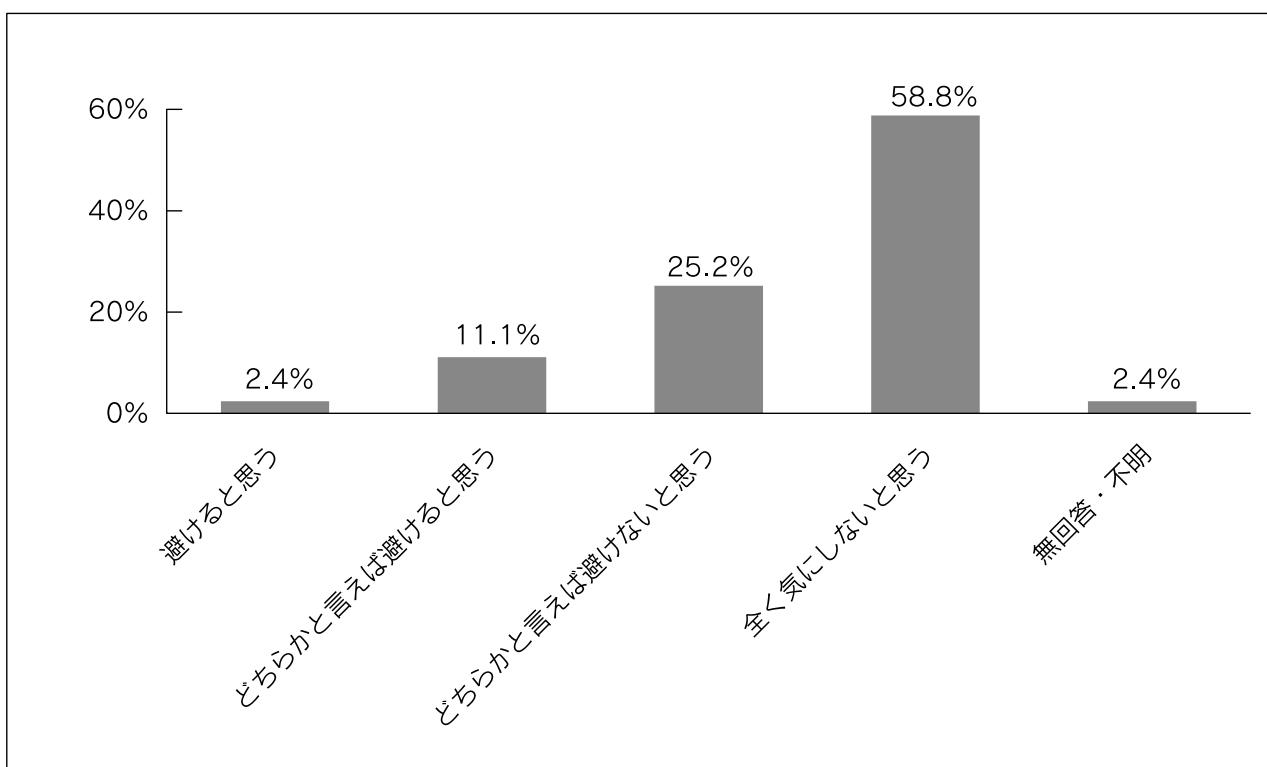
2 障がい者差別に関して

問9「あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望に合あっても、次のア～キの条件の場合、避けることがありますか」の「イ」では「近隣に障がい者施設がある」場合の意向を質問している。

図12はその回答結果である。「避けると思う」が2.4%、「どちらかと言えば避けると思う」が11.1%となっており、「避ける」の合計は13.5%であった。これに対して「全く気にしないと思う」が58.8%、「どちらかと言えば避けないと思う」が25.2%で、「避けない」の合計は84.0%であった。

本調査では、「避ける」理由までは明らかにされていないが、そこには障がい者に対する偏見が関わっているものと推測される。障がい者に関わる施設コンフリクト（社会福祉施設の新設などにあたり、その存立が地域社会の強力な反対運動に遭遇して頓挫したり、あるいはその存立の同意と引き換えに、大きな譲歩を余儀なくされたりする施設と地域の間での紛争事態）も合わせて懸念される。

図12 住宅を購入したり借りたりするときの意向(近隣に障がい者施設がある場合)



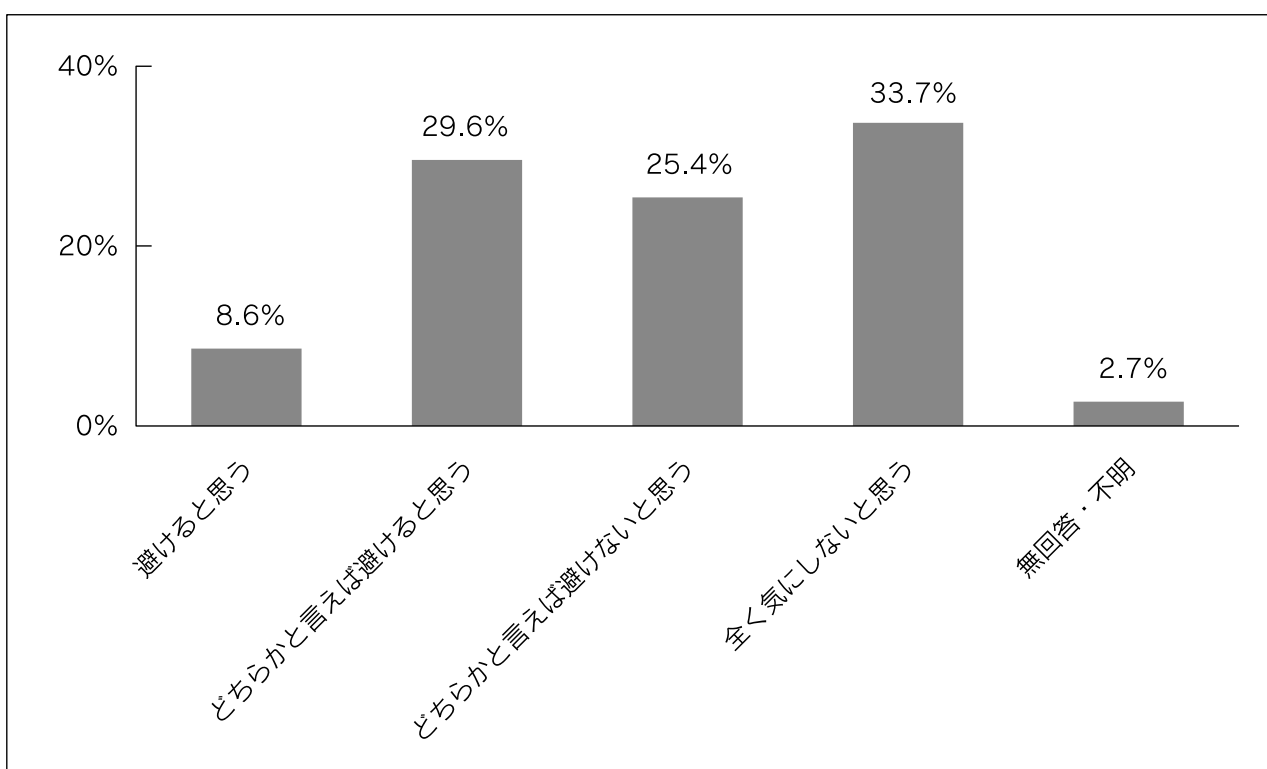
3 外国人差別に関して

問9「あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望にあっても、次のア～キの条件の場合、避けることがありますか」の「エ」では、「近隣に外国籍の住民が多く住んでいる」場合の意向を質問している。

図13はその回答結果である。「避けると思う」が8.6%、「どちらかと言えば避けると思う」が29.6%となっており、「避ける」の合計は38.2%であった。これに対して「全く気にしないと思う」が33.7%、「どちらかと言えば避けないと思う」が25.4%で、「避けないと思う」の合計は59.1%であった。

市民が「近隣に外国籍の住民が多く住んでいる」物件を避けるとしている背景には、障がい者施設の場合と同様、外国籍住民への偏見がうかがえる。その割合が38.2%にも上っていることを踏まえば日常生活での外国籍住民への「忌避や排除」の厳しい状況が推測される。

図13 住宅を購入したり借りたりするときの意向(近隣に外国籍の住民が多く住んでいる場合)



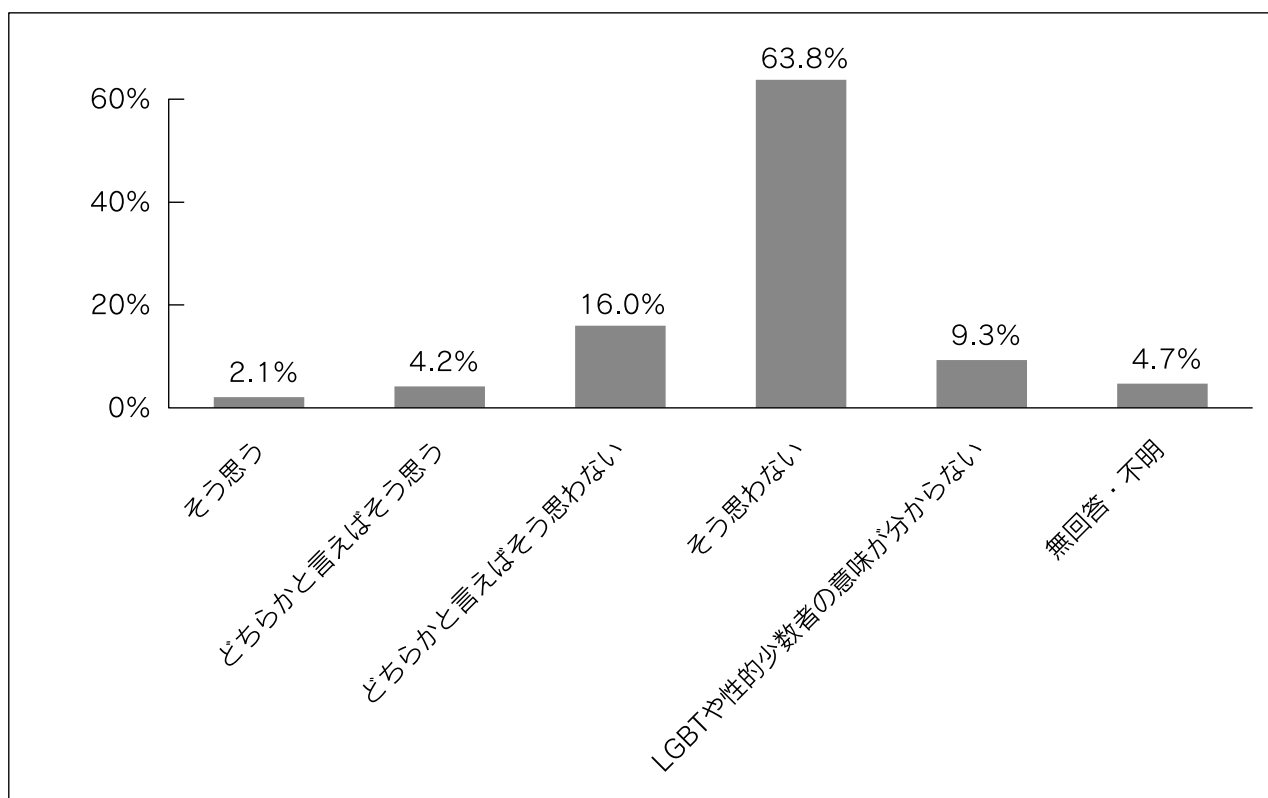
4 LGBTなど性的少数者への差別に関して

問12 (2) では「友人からLGBTなどの性的少数者であると打ち明けられた場合」の気持ちを尋ねているが、そのうち「ウ」では、「相手と距離を置くようにする」との対応に関して質問している。

図14はその回答結果である。「そう思う」が2.1%、「どちらかと言えばそう思う」が4.2%となっており、「相手と距離を置くようにする」回答者の合計は6.3%であった。これに対して「そう思わない」が63.8%、「どちらかと言えばそう思わない」が16.0%となっており、「相手と距離を置くようにするとは思わない」回答者の合計は79.8%であった。

「LGBTや性的少数者の言葉の意味が分からない」人が9.3%存在するものの、「LGBTなどの性的少数者」に対する忌避や排除はこの質問においては強いとは言えない。

図14 「友人からLGBTなどの性的少数者であると打ち明けられた場合、相手と距離を置くようにする」ことについて



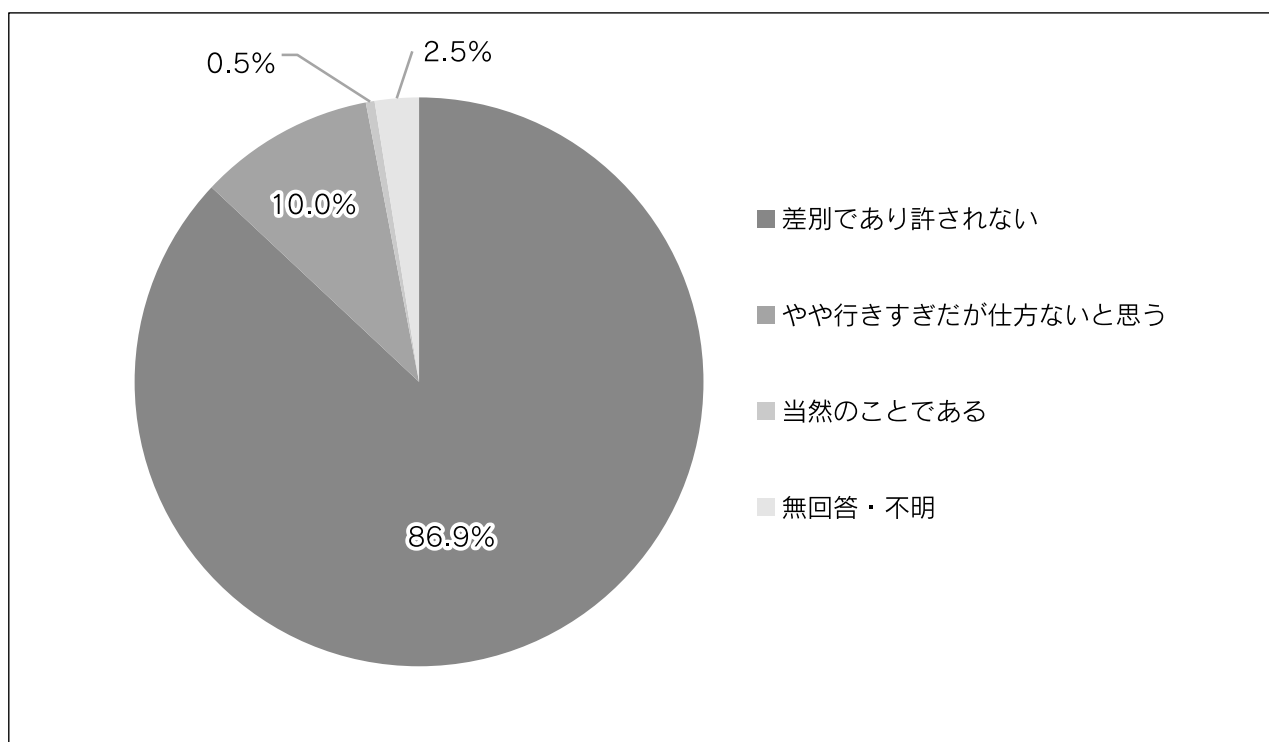
5 コロナ差別に関して

新型コロナウイルス感染症に関して問13では、「近所に住むAさんは看護師をしているが、勤め先の病院に新型コロナウイルスの感染者が入院していることが分かった。それから、近所の人たちはAさんを避けるようになり、ついには『帰宅せずに病院に寝泊まりせよ』といった投書がされたという」との事例を挙げて、近所の人への対応に対する意見を尋ねている。

図15はその回答結果である。「差別であり許されないと思う」人が86.9%と圧倒的多数であったものの、「当然のことであると思う」が0.5%、「やや行きすぎだが仕方ないと思う」が10.0%あった。事例にある近所の人への対応は医療関係者に対する「関連差別」と呼ばれるAさんへの差別行為である。それを1割以上の人々が肯定している事実は深刻である。

ハンセン病問題においても、患者・回復者のみならずその家族の人たちにまで強烈な忌避や排除がなされてきた。同様の構図が新型コロナウイルス感染症においても再来している。

図15 新型コロナウイルス感染症に関する意見

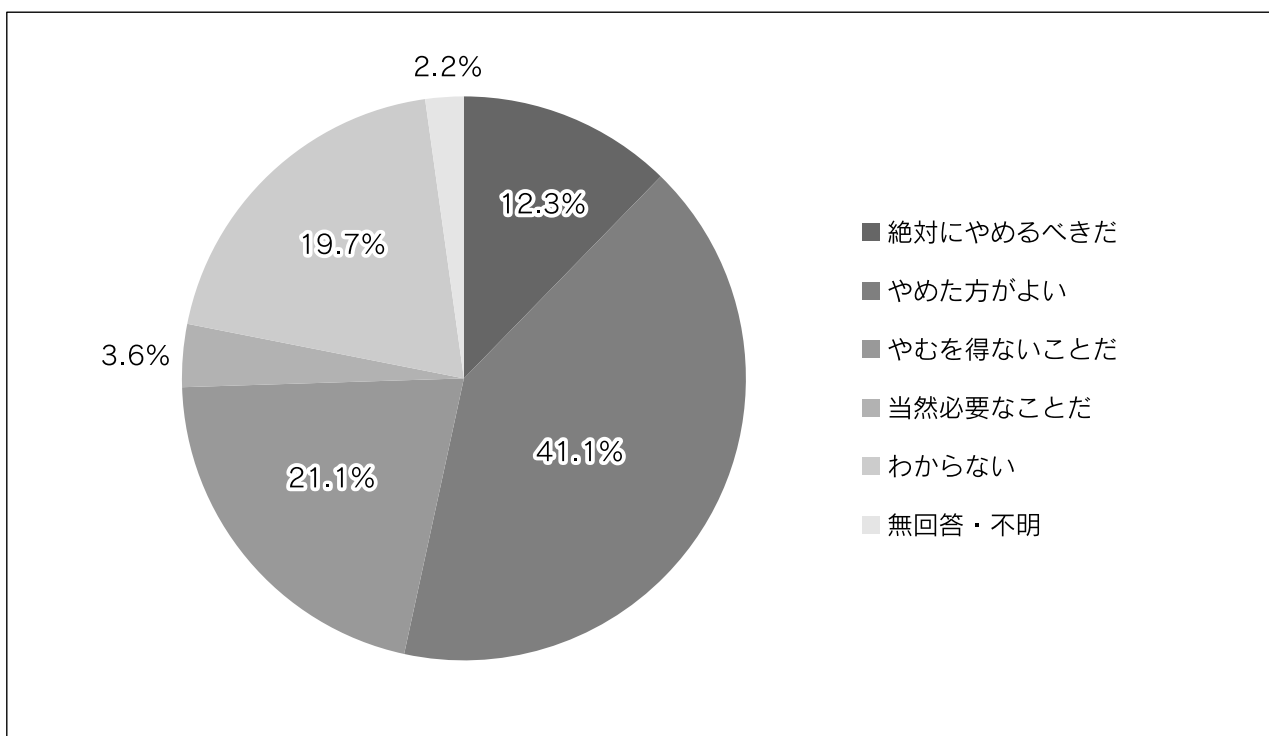


6 身元調査に関して

相手に知られずに身元調査を行う行為は重大な個人情報の侵害である。本市において、2012年（平成24年）10月からはじめられた「本人通知制度」も身元調査を抑止する取組の一環である。この身元調査について問8では、「あなたは、就職や結婚の時に、その相手方などの身元調査をすることについて、どう思いますか」と質問している。

図16はその回答結果である。「絶対にやめるべきだ」は12.3%にとどまっている。「やむを得ないことだ」が21.1%、「当然必要なことだ」が3.6%で、身元調査を肯定する人が24.7%と4人に1人に達している。部落差別（同和問題）、障がい者差別、外国人差別など様々な差別の温床となる身元調査がなお広く行われていることが推測される。

図16 身元調査に対する考え方



7 第3節小括(まとめ)と課題

①土地差別、②差別的情報の流布とその肯定的受け止め状況、③親戚も含めた結婚での忌避的意向など、部落差別（同和問題）の現実の一端が本調査から明らかになっている。障がい者や外国人を忌避したり排除したりする意識状況が住宅購入に関する意向から示されている。LGBTなど性的少数者への忌避的態度は強くないものの、コロナ問題では医療関係者に対する関連差別の状況も示され、身元調査を肯定的にとらえている人もなお多い。残念ながら、本市においてなお差別の現実、人権の課題が残されていると言わざるを得ない。

しかし、こうした差別の現実、なかなか広く市民に受け止められにくい。言うまでもなく差別の現実を最も敏感に感じ取るのは被差別当事者であるが、当事者が感じるこうした差別への不安、悔しさ、つらさは自然に多くの人々にわかってもらえるものではない。

それを市民に受け止めてもらう最も効果的な方法は、被差別当事者自身が訴えることである。しかし、その行為は「自分がその被差別当事者である」ことをカミングアウトすることを意味する。その結果、被差別のリスクをさらに高めることになるのではないかとの危惧が生じる。こうした差別の力が「差別の現実を訴えること」をねじ伏せてしまう。

結果として差別の現実、市民に共有されにくくなり、そんな中で多くの市民は「もう差別なんて存在しない」、「あってもたいしたことではない」、「それは昔の話じゃないのか」、「そんな被差別当事者と会ったことはない」などと悪気なく思いこんでしまうケースが広く作り上げられている。本調査の「自由記述」においてもそうした市民の認識が示されていた。

取組の出発点は差別の現実の存在である。それが市民に認識されない所からは、差別解消・人権尊重の大分市づくりに関する市民の共感、は得られにくい。本調査の結果を広く市民に伝えるとともに、被差別当事者の声を受け止めるための調査など様々な機会を設け、「差別の現実の可視化・共有化」を進める必要がある。

第4節 「寝た子を起こすな論」を検証する

1 なお根強い「寝た子を起こすな論」

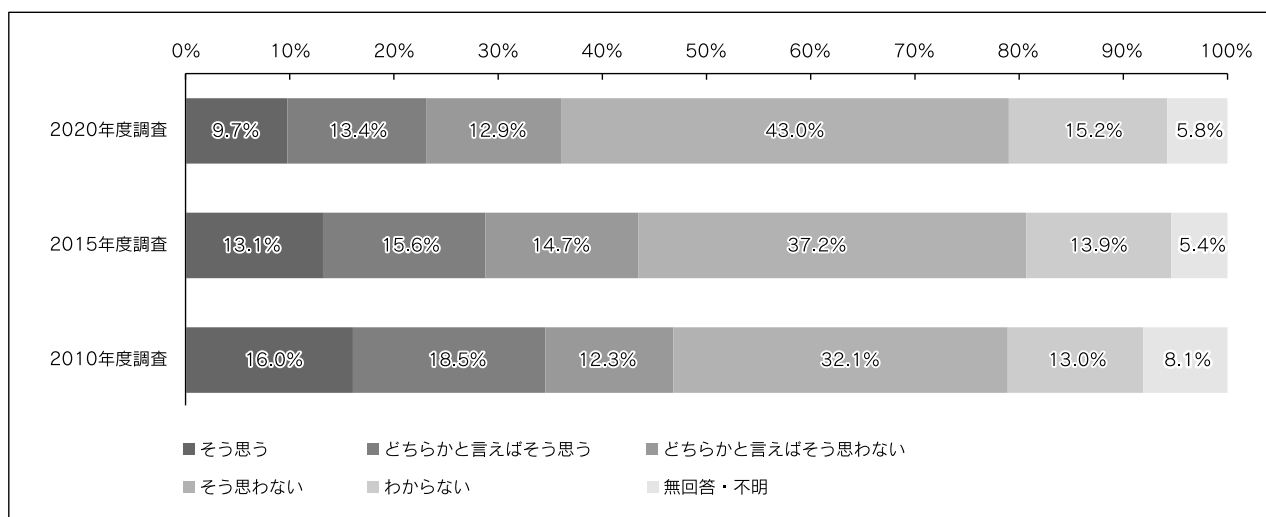
「生まれたばかりの赤ちゃんは同和問題（部落差別）など知らない。だから知らせないままにそっとしておけばよい。そうすればやがて同和問題（部落差別）を知らない人ばかりとなり、自然とこの問題は消えていく」という考え方がある。これを比喩的に「寝た子を起こすな論」と呼ぶ。この考え方に立てば、「同和問題（部落差別）に関する教育や啓発活動は、知らない者にまで伝える取組であるが故に、かえって差別を広げることになっている。従って、そのような取組は行わない方がよい」となる。果たしてそうだろうか。調査結果を踏まえ、改めて「寝た子を起こすな論」を検証してみたい。まずはこの考え方についての市民の認識状況である。

図17は問24「同和問題（部落差別）の解決に向けての次のア～キの意見について、あなたの考えに近いのはどれですか」の「オ そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」という「寝た子を起こすな論」についての調査結果である。

「寝た子を起こすな論」を支持することを示す「そう思う」が9.7%、「どちらかと言えばそう思う」が13.4%となっており、その合計は23.1%であった。2015年度（平成27年度）調査では28.7%、2010年度（平成22年度）調査では34.5%であった。年を追うごとに「寝た子を起こすな論」への賛同率が低下していることがわかる。逆に「そう思わない」が2010年度（平成22年度）調査の32.1%から今回は43.0%へと、この10年間で10ポイント以上増加している。

着実に「寝た子を起こすな論」が克服されてきていることは評価される。しかし、なお4人に1人近くが「寝た子を起こすな論」に賛同していることにも留意する必要がある。

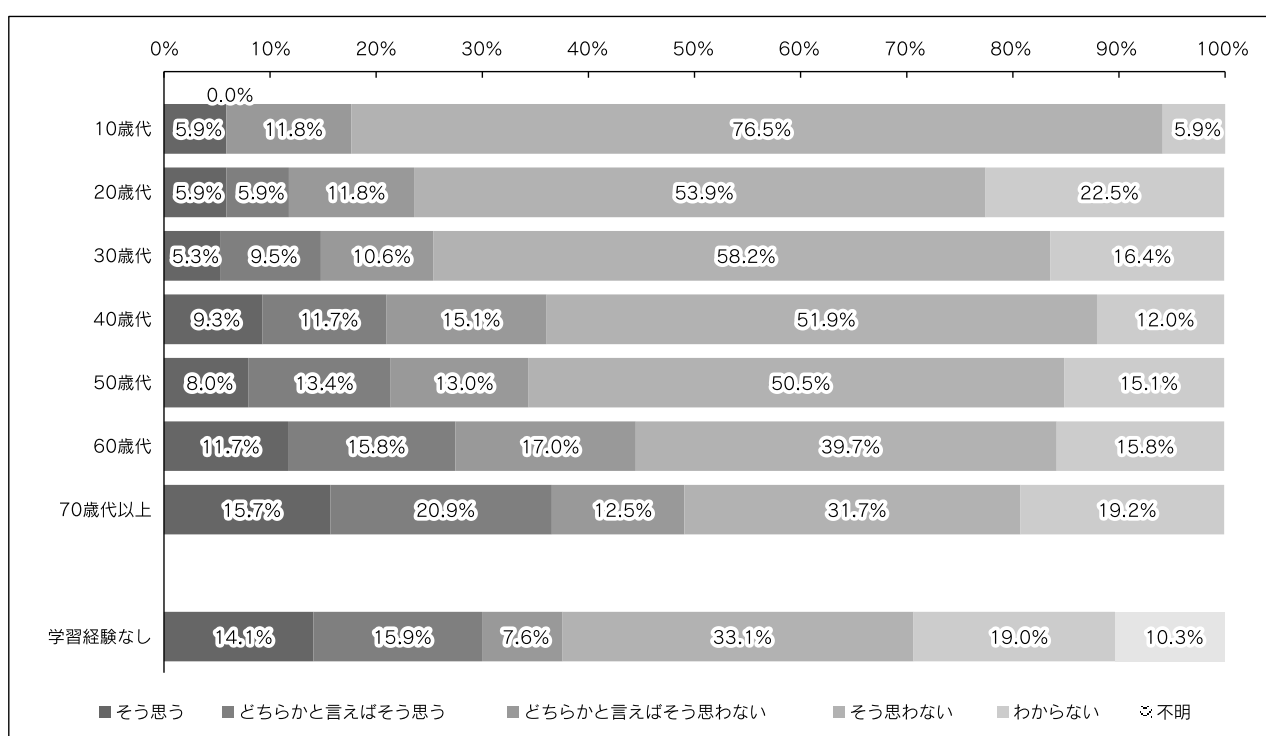
図17 「寝た子を起こすな論」についての考え方



なお、図18は年齢階層別にみた「寝た子を起こすな論」についての考え方および問15で質問している「同和問題（部落差別）についての学習経験等」で「受けたことがない」と回答した人の考え方である。

「寝た子を起こすな論」を肯定する人（「そう思う」および「どちらかと言えばそう思う」の合計）の割合は、10歳代で5.9%、20歳代で11.8%、30歳代で14.8%、40歳代で21.0%、50歳代で21.4%、60歳代で27.5%、70歳以上で36.6%と、年齢階層が高いほど賛同率も高くなっている。また年齢階層と連動していると考えられるが、問15の「同和問題（部落差別）についての学習経験等」で「受けたことがない」とした人であっても「寝た子を起こすな論」に賛同する割合は30.0%と高い。

図 18 年齢階層別・学習経験別に見た「寝た子を起こすな論」についての考え方



2 「寝た子」は起こされている

では、学校教育や市民啓発で同和問題（部落差別）を取り上げなければ、「寝た子を起こすな論」の通り、市民はこの問題を知らないままているのだろうか。調査結果から、まずはその点を確認しておく。

問14は「あなたが、同和問題（部落差別）をはじめて知ったきっかけは何ですか」との質問で、同和問題（部落差別）に関する情報入手の経路を質問している。表3はその結果を前回の2015年度（平成27年度）調査の結果と合わせてまとめたものである。比較すると、ほとんど同じ結果を示していることがわかる。

第1に注目すべきは、ほとんどの市民が同和問題（部落差別）を何らかの形で「知るに至っている」という事実である。「はじめて知ったきっかけ」がない場合、つまり「知らない」場合は「無回答・不明」になるはずであるがその割合は8.7%である。

第2の注目点は、「学校の授業」や「公民館等の研修や講演」「市や県の広報誌や冊子」といった公的な情報経路により知った人の割合は45.5%であることである。逆に「父母や家族」「職場の人の話」など私的な情報経路により、はじめて知った人が32.3%も存在している。学校や行政が教えずに多くは日常生活の中で同和問題（部落差別）に関する情報を入手している。

第3の注目点は、ここでの質問が「はじめて知った経路」であることである。つまり学校や行政が、「寝た子を起こすな論」を実践して一切教育や啓発をしなくても、いずれほとんどの市民が様々な私的な情報経路により同和問題（部落差別）を知っていくことが示されている。

「寝た子を起こすな論」でいう「知らさないままにそっとしておけばやがて同和問題（部落差別）を知らない人ばかりとなる」との前提は事実によって否定されている。「寝た子」は起こされている。

表3 同和問題(部落差別)をはじめて知ったきっかけ

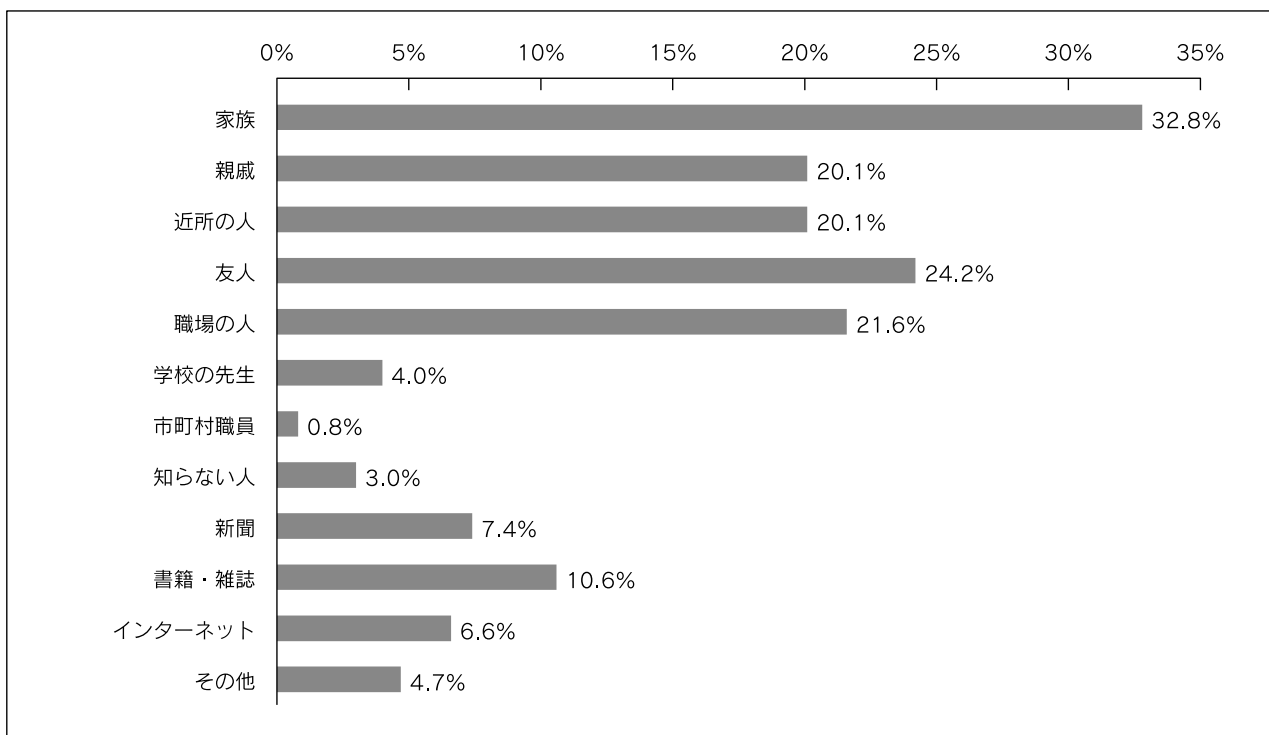
	私的な情報経路									公的な情報経路				その他		
	父母や家族の話で	親戚の話で	近所の人の話で	友人の話で	職場の人の話で	テレビや書籍などで	インターネットで	近くに同和地区があった	小計	学校の授業で	公民館等の研修や講演で	市や県の広報紙や冊子などで	小計	はっきり覚えていない	その他	無回答・不明
2020年度調査	15.2%	1.1%	2.1%	2.4%	5.4%	3.5%	0.5%	2.1%	32.3%	33.5%	2.6%	9.4%	45.5%	11.5%	2.1%	8.7%
2015年度調査	13.5%	1.3%	1.9%	2.8%	5.6%	5.2%	0.4%	2.0%	32.7%	31.1%	2.5%	10.0%	43.6%	10.9%	2.7%	10.2%

3 放っておけば差別的に起こされてしまう

しかも、私的な情報経路は往々にして差別を助長するような情報である場合が多い。それは先に見た問18「あなたは『同和地区出身者（被差別部落出身者）と関わらない方がよい』というような内容を、見たり聞いたりしたことがありますか」との質問で、「ある」と答えた人が28.1%にのぼっていること。さらに、問18付問では、そうした差別的な話を誰から聞いたのかを質問しているが、その結果は図19（表2のグラフ化）のとおり、「家族」が32.8%、「友人」が24.2%、「職場の人」が21.6%、「親戚」と「近所の人」が20.1%など、ほとんどが表3で見た「私的な情報経路」と重なっていることから明らかである。「寝た子」は起こされているだけではなく、多くの場合「差別的に起こされている」ことがわかる。

人は初めて知った情報に大きく影響を受ける。その意味では、「寝た子を起こすな論」により学校教育や市民啓発をやめれば、同和問題（部落差別）に関する正しい情報の蛇口が閉まるだけで、間違った情報が一方的に広がり続けることを意味する。

図19 「同和地区出身者(被差別部落出身者)と関わらない方がよい」という情報の経路
(複数回答可)



4 第4節小括(まとめ)と課題

1965年(昭和40年)に出された同和対策審議会答申は、「第一部同和問題の認識」の項において、「『寝た子を起こすな』式の考えで、同和問題(部落差別)はこのまま放置しておけば社会進歩に伴い、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない」と明確に「寝た子を起こすな論」を否定した。なぜなら、こうした考え方がある限り取組の展開が否定されるからである。あれから56年が経過しているのも関わらず、なお「寝た子を起こすな論」が根強く影響を保ち続けていることが今回の調査から示された。

「寝た子を起こすな論」の誤りは明白である。それは、明治以降「同和教育や人権啓発」が不在の時代が続き、「寝た子を起こすな論」が長きにわたって実践されたにもかかわらず、部落差別(同和問題)の実態がむしろ強まっていったという歴史的事実によって立証されている。

さらに、私たちの知識や認識は、学校教育や行政による啓発によってのみ形成されているのではなく、むしろ大部分は日常生活を過ごす上での様々な情報との出合いや経験によって築かれている。そして、その日常生活で流布されている同和問題(部落差別)に関する情報は、得てして間違っていたり、偏見に満ちていたりする内容が多くを占めている。つまり、学校教育や行政による啓発を行わないということは、市民が「同和問題(部落差別)を知らなくなる」ということではなく、正しい情報が遮断され「同和問題(部落差別)を差別的に知ってしまう」ことを意味するからである。

今回の調査においても、「寝た子」は起こされているのであり、しかも、「放っておけば差別的に起こされてしまう」ことが明らかにされている。こうした事実があるにもかかわらずこの考え方が根強いのは、「寝た子を起こすな論」が多くの場合、「差別をなくすため」という善意に支えられていることも多々あるからである。しかし、善意が必ずしも正しいとは限らない。

「寝た子を起こすな論」の実態とその誤りを正しく受け止めることは、今後の教育・啓発活動の推進にあたっての重要課題と言える。

第5節 人権啓発活動の現状と効果検証

1 人権啓発活動の効果を確認するために

では、これまでの人権啓発活動は効果を発揮してきたのだろうか。物的事業などと異なり、啓発活動の効果は可視化されにくい。そこで、人権啓発活動の効果を確認するために、問4（2）「あなたは、過去5年間で、人権問題に関する次の講演会や研修会に参加したことがありますか。（○はいくつでも）」の回答結果を次の通り「参加あり」と「参加なし」に2分する。

「参加あり」…「1.市や県主催の講演会・研修会」

「2.学校やPTA主催の講演会・研修会」

「3.地区公民館、地区人権教育（尊重）推進協議会主催の講演会・研修会」

「4.職場での研修会」

「5.その他」

のいずれか一つにでも参加ありとした人

「参加なし」…「6.参加したことがない」に○をした人

この違いによって、人権についての取組や考え方などにおいて、差異があるのかどうかを確認、人権啓発活動の効果を探ることとする。なお、この検証は「寝た子を起さず論」に対する反論検証ともなっている。

2 人権啓発活動の受講経験と「人権啓発センター(ヒューレおおいた)」および「本人通知制度」の認知

図20は、人権啓発活動の受講経験別に見た「人権啓発センター(ヒューレおおいた)」の認知状況である。人権啓発活動への「参加あり」の場合は「知らない」人が48.6%であるのに対して、「参加なし」の場合は72.1%と23.5ポイントも高い。

図21は、人権啓発活動の受講経験別に見た「本人通知制度」の認知状況である。「参加あり」の場合は「知らない」人が56.5%であるのに対して、「参加なし」では82.2%と極めて高い。

明らかに、人権啓発活動は「人権啓発センター(ヒューレおおいた)」や「本人通知制度」など、人権擁護の取組と市民とのつながりを形成している。また、こうした施設の利用や制度への参加が人権意識をさらに高める相乗効果を発揮していると考えられる。

図20 人権啓発活動の受講経験と「人権啓発センター(ヒューレおおいた)」の認知

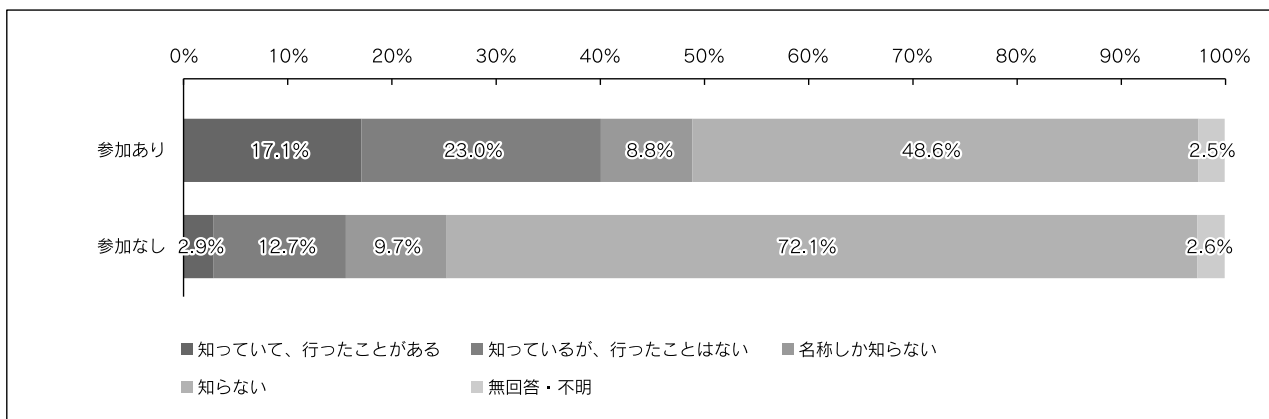
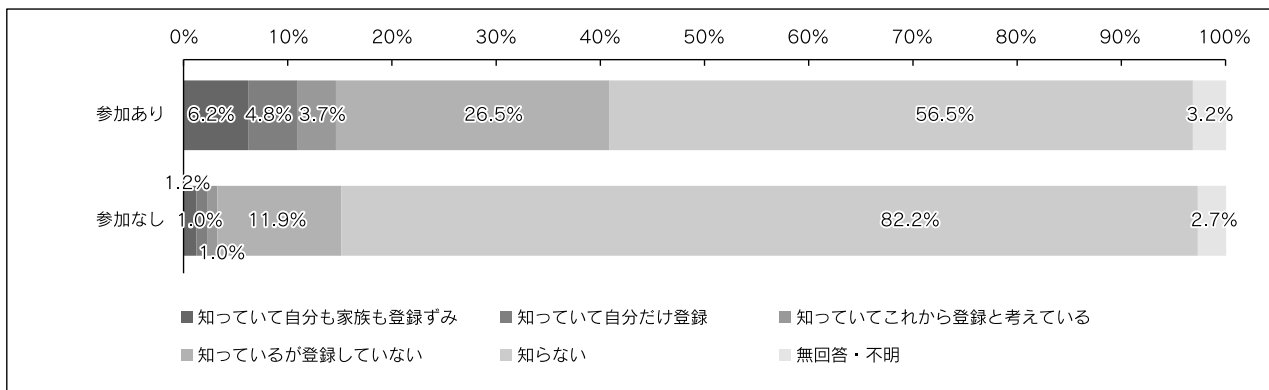


図21 人権啓発活動の受講経験と「本人通知制度」の認知



3 人権啓発活動の受講経験と差別や人権についての考え方

問6では、7つの例をあげて差別や人権についての考え方を質問している。ここでは「イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない」という「無関係論」と、「ウ 差別の原因は、差別される人の側に問題があることも多い」という「当事者責任論」の2つの考え方を取り上げ、それを人権啓発活動の受講経験別に検証した。

図22は、「イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない」という「無関係論」との結果である。人権啓発活動への「参加あり」の場合、「そう思わない」が78.1%、「どちらかと言えばそう思わない」が15.7%で、「無関係論」を否定する考え方の人の合計は93.8%であった。これに対して「参加なし」の場合、「そう思わない」が66.9%、「どちらかと言えばそう思わない」が21.5%で、「無関係論」を否定する考え方の人の合計は88.4%にとどまっている。

図23は、「ウ 差別の原因は、差別される人の側に問題があることも多い」という「当事者責任論」との結果である。いかなる理由があろうとも差別は許されないのであり、その責任は差別する側にある。人権啓発活動への「参加あり」の場合、「当事者責任論」を肯定する「そう思う」が2.1%、「どちらかと言えばそう思う」が11.1%でその合計は13.2%であった。これに対して「参加なし」の場合、「そう思う」が4.6%、「どちらかと言えばそう思う」が14.9%で、「当事者責任論」を肯定する人の合計は19.5%になり、「参加あり」の人を8.4ポイント上回っている。

人権啓発活動は、差別や人権についての考え方を改め、正しい認識の普及に一定の効果を発揮していると考えられる。

図22 人権啓発活動の受講経験と「無関係論」

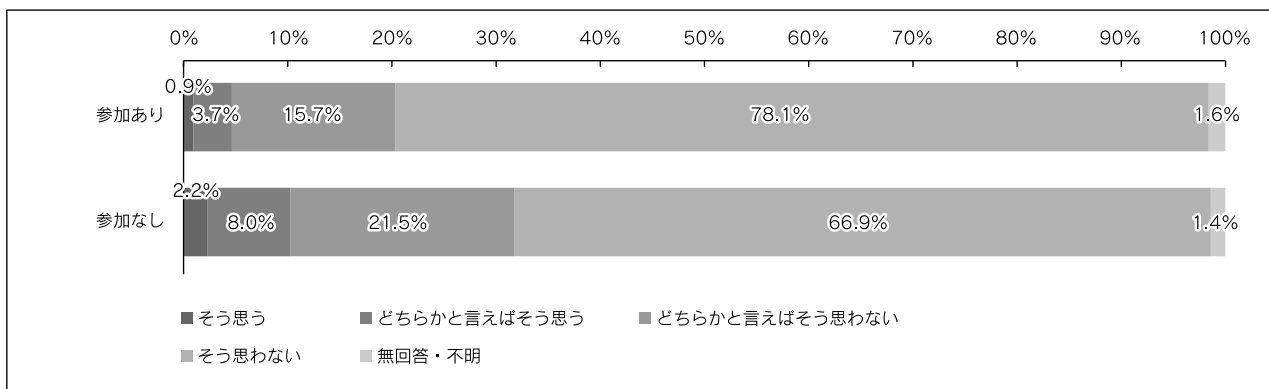
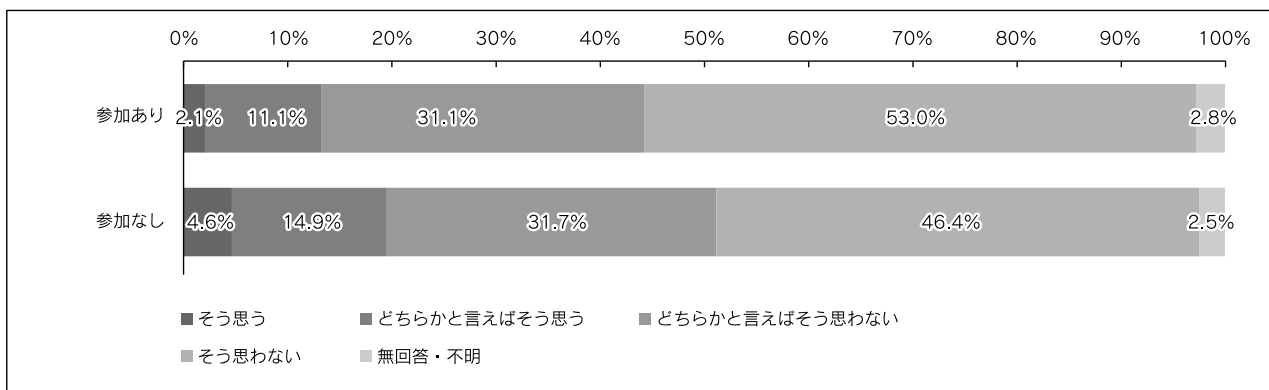


図23 人権啓発活動の受講経験と「当事者責任論」



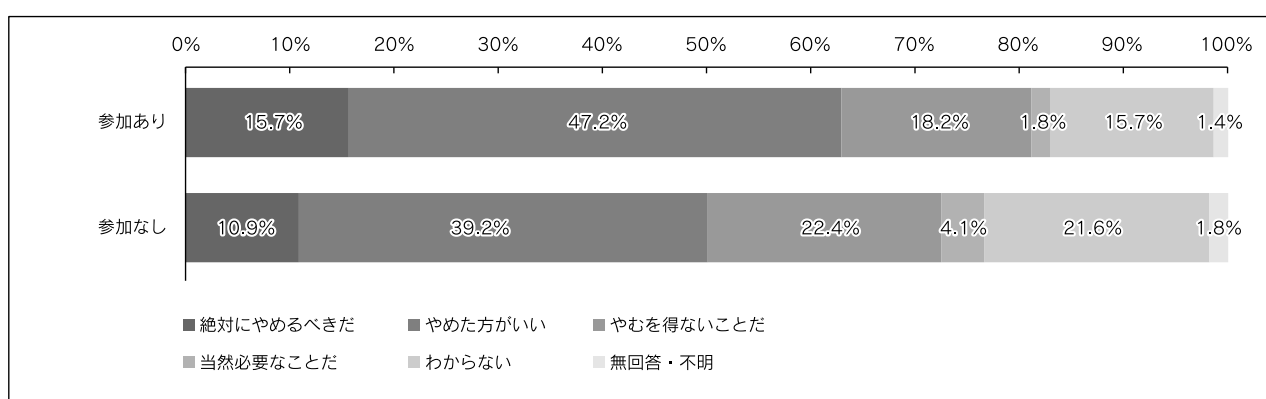
4 人権啓発活動の受講経験と身元調査

問8では、「あなたは、就職や結婚の時に、その相手方などの身元調査をすることについて、どのように思いますか」との質問で身元調査に対する認識を尋ねている。

図24は、人権啓発活動の受講経験別に見た身元調査に関する考え方である。人権啓発活動への「参加あり」の場合、「絶対にやめるべきだ」が15.7%、「やめた方がいい」が47.2%となっており、「身元調査」を否定する人の割合は合計62.9%であった。これに対して「参加なし」の場合は、「絶対にやめるべきだ」が10.9%、「やめた方がいい」が39.2%で「身元調査」を否定する人の割合は合計50.1%にとどまっており、その差は12.8ポイントとなっている。

人権啓発活動が差別に直結する身元調査根絶に効果を発揮していることがわかる。

図24 人権啓発活動の受講経験と身元調査



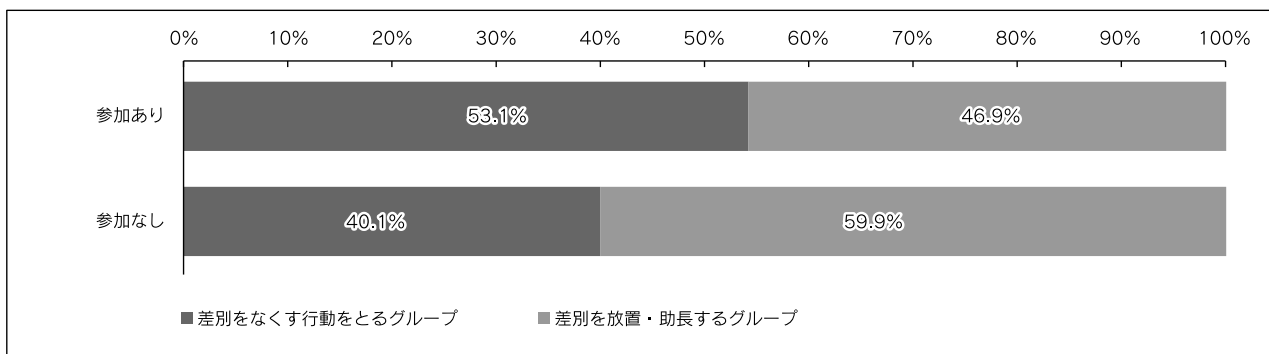
5 人権啓発活動の受講経験と部落差別（同和問題）の現場に居合わせた時の態度

問21では、「学校や職場、日常生活の中で、誰かが同和地区出身者（被差別部落出身者）に対する差別的な発言をした時、あなたはこういった態度をとると思いますか」との質問で、部落差別の現場に居合わせた時の態度について尋ねている。

回答選択肢のうち「1.差別的な発言であることを指摘し、差別について話し合う」と「2.表向きは話を合わせるが、どうにかして差別はいけないことを伝える」を合わせて「A.差別をなくす行動をとるグループ」とし、「3.表向きは話を合わせ、何もしない」、「4.表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう」、「5.他の話題にかえようとする」、「6.何もせず、その場は黙っている」、「7.その他」を合わせて「B.差別を放置・助長するグループ」として、人権啓発活動の受講経験別の回答結果を確かめた。

図25がその結果である。人権啓発活動への「参加あり」の場合、「差別をなくす行動をとるグループ」の割合は53.1%であるが、「参加なし」の場合は40.1%と13.0ポイント低い。人権啓発活動の受講経験が、実際に差別に遭遇した場合に、差別をなくす態度や行動をとることに効果を示していると言える。なお、問21へ影響を与えているものについては、次の「第6節 人権問題における市民の態度や行動に影響を与えているもの」でさらに詳しく検証する。

図25 人権啓発活動の受講経験と部落差別（同和問題）の現場に居合わせた時の態度



6 第5節小括（まとめ）と課題

「市や県主催の講演会・研修会」「学校やPTA主催の講演会・研修会」「地区公民館、地区人権教育（尊重）推進協議会主催の講演会・研修会」「職場での研修会」など、人権啓発活動は効果を発揮している。

これら参加者は、「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」や「本人通知制度」の認知度が高く、差別問題に対する「無関係論」や「当事者責任論」を批判的にとらえ、身元調査についても否定的な考え方を有している人が相対的に多い。また、差別の現場に遭遇した際、何とか差別をなくそうとする態度や行動をとる割合も高い。調査結果は、様々な形で展開されている人権啓発活動が一定の効果を発揮していることを示している。

しかし、まだまだ不十分な点があることも事実である。一連の取組に参加している人であっても、「人権啓発センター（ヒューレおおいた）」や「本人通知制度」を知らず、差別問題に関して「無関係論」や「当事者責任論」、さらには身元調査についても肯定し、差別の現場に遭遇した際、それに同調したり回避したりする人がいることは確かである。

さらにきめ細かく、内容や方法の工夫改善を図りながら人権啓発活動を推進していくことが期待される。次項「第6節 人権問題における市民の態度や行動に影響を与えているもの」の分析は、それへのヒントを示している。

第6節 人権問題における市民の態度や行動に影響を与えているもの

1 本項の目的

差別の解消は市民による差別撤廃に向けた態度や行動がなければ実現しない。そして、時代はまさに差別解消三法に象徴されるように、いよいよ市民が「教育や啓発を受ける客体」から、積極的に「差別をなくす存在」「差別のない社会を建設する主体」へと発展的進化を遂げていくことを求めている。

では、こうした市民の差別撤廃に向けた態度や行動は、どのような取組や考え方と関連し影響を受けているのであろうか。2変数の相関関係を確認することを通じて、このテーマにアプローチする。まずは同和問題（部落差別）からその状況を探る。

2 同和問題（部落差別）の場合（P.183表4参照）

（1）分析の方法

〈従属変数の設定〉

同和問題（部落差別）にかかわる市民の態度や行動を示す質問項目として次の3つを取り上げ、これらに従属変数（影響を受ける態度や行動）とする。3つの質問とは次のとおりである。

1つ目は、問9「あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望に合っていない、次のア～キの条件の場合、避けることがありますか」に対する回答結果のうち、「カ 同和地区（被差別部落）の地域内である」場合である。回答選択肢は「1.避ける」「2.どちらかと言えば避ける」「3.どちらかと言えば避けないと思う」「4.全く気にしない」の4段階となっている。

2つ目は、問20（1）「仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区出身者（被差別部落出身者）だとわかった場合」である。なお、ここでは回答選択肢のうち「1.全く問題にしない」と「2.迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせて「1.問題にしないグループ」とし、「3.迷いながらも、結局は考え直すように言うだろう」と「4.考え直すように言う」を合わせて「2.考え直す（反対する）グループ」に分けた。

3つ目は、問21「学校や職場、日常生活の中で、誰かが同和地区出身者（被差別部落出身者）に対する差別的な発言をした時、あなたはこういった態度をとると思いますか」である。ここでは、「第5節 人権啓発活動の現状と効果検証」の（5）でも行ったのと同じく、回答選択肢のうち「1.差別的な発言であることを指摘し、差別について話し合う」と「2.表向きは話を合わせるが、どうにかして差別はいけないことを伝える」を合わせて「1.差別をなくす行動をとるグループ」とし、「3.表向きは話を合わせ、何もしない」、「4.表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう」、「5.他の話題にかえようとする」、「6.何もせず、その場は黙っている」、「7.その他」を合わせて「2.差別を放置・助長するグループ」とした。

〈独立変数の設定〉

従属変数（同和問題（部落差別）にかかわる市民の態度や行動）に関わっているのではないかと
思われる要因を独立変数といい、次の7つの質問を取り上げる。

1つ目は、問6「差別に関する考え方」のうち、「ア 差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである」、「イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない」（無関係論）、
「ウ 差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多い」（当事者責任論）、
「キ どんなに努力しても差別をなくすことは難しい」（宿命論）を採用する。回答選択肢は「1.そう思う」「2.どちらかと言えばそう思う」「3.どちらかと言えばそう思わない」「4.そう思わない」の4段階となっている。

2つ目は、問7「これまでの生活の中で、次のア～エの方と一緒に生活したり、働いたり、活動したりするなど、何らかの交流がありましたか」のうち、「イ 同和問題（部落差別）の解決に熱心に取り組んでいる人」を取り上げる。回答選択肢は「1.よくあった」「2.時々あった」「3.ほとんどない」「4.全くない」の4段階である。

3つ目は、問15「同和問題（部落差別）についての学習経験等」である。このうち、「1.小学校で受けた」「2.中学校で受けた」「3.高校で受けた」「4.大学で受けた」「5.公民館等の講座で受けた」「6.職場の研修で受けた」の結果を用いる。また重複して受けた場合の「受けた機会の合計数」も用いる。

4つ目は、問22「あなたは、同和地区（被差別部落）の人たちに対する結婚差別や就職差別は、将来なくすことができると思いますか」という部落差別解消の将来展望の回答結果を取り上げる。回答選択肢は「1.そう思う」「2.どちらかと言えばそう思う」「3.どちらかと言えばそう思わない」「4.そう思わない」の4段階を取り上げる。

5つ目は、問23「同和地区出身者（被差別部落出身者）に対する差別について、A・B二人の意見」への考え方（社会動向認識）である。Aの意見とは「今日では差別は許されない状況にあるので、差別をする人がやがて孤立してしまう」であり、Bの意見とは「世間では、まだまだ差別が残っているので、差別をなくそうとする人が孤立してしまう」である。回答選択肢は「1.Aの意見に賛成」、「2.どちらかと言えばAの意見に賛成」、「3.どちらかと言えばBの意見に賛成」、「4.Bの意見に賛成」の4段階になっている。

6つ目は、問25「あなたは、自分自身のことをどのように思っていますか」で、「ア 自分のことを理解してくれる人がいる」及び「イ 今の生活に満足している」の質問を通じて、自尊感情との関係を探る。回答選択肢は1つ目と同様、「1.そう思う」から「4.そう思わない」の4段階である。

〈スピアマンの順位相関係数〉

相関係数とは、2つの変数の関わりを検証するものである。数字の符号（プラス・マイナス）は関わりの方角を示しており、一方の変数の番号が大きくなる（小さくなる）ほど、他も大きくなる（小さくなる）場合、符号はプラスとなり正の相関と呼ぶ。逆に、一方が大きくなるほど他方が小さくなる場合、符号はマイナスになり負の相関と呼ぶ。

例えば、自動車の走行距離とタイヤの回転数は、走行距離が増えるほど回転数も増えるからプラスの相関がある。逆に、走行距離とガソリンの残量は、走行距離が増えるほど残量は減るからマイナスの相関となる。

相関係数の数字の絶対値の大きさは、相関の強さを示している。数字の右に書かれた「*」や「**」は、この相関係数が統計的な意味を持つものであるかどうかを示している。「**」の場合は1%水準で有意である（100回同じ調査を行えば99回が同じ結果になる）ことを、また「*」の場合は5%水準で有意である（100回同じ調査を行えば95回が同じ結果になる）ことを示している。これが付いていない場合は、統計的な意味を持つとは言い難いと判断される。

ここで用いている相関係数は「スピアマンの順位相関係数」である。スピアマンの順位相関係数とは、数量そのものではなく、内容のレベルに順位を与えてそれに番号を付けることによって両変数の相関関係を見るものである。なお相関係数を算出する際に、「無回答・不明」は欠損値扱いとしている。

表4 態度や行動との相関係数(同和問題(部落差別)の場合)

			問 9 カ 同 和 地 区 (被差別部落) 内の 不動産への忌避的態度	問 20(1) 子どもの結婚 希望相手が同和地区 (被差別部落) の 人 の 場 合 の 態 度	問 21 差別言動に 対する態度
			1. 避ける 2. どちらかと言え ば避ける 3. どちらかと言え ば避けない 4. 全く気にしない	1. 全く問題にしない および結局は問題 にしない 2. 考え直すように言 うおよび迷うが考 え直すように言う	1. 差別をなくす行動 をとるグループ 2. 差別をなくす行動 をとる差別を放置・ 助長するグループ
問 6	ア 差別は人間として最も恥ずべき 行為のひとつである	1. そう思う	-0.186**	0.145**	0.181**
	イ 差別問題は、差別されている人の 問題で自分には関係ない	2. どちらかと言え ばそう思う	0.177**	-0.055*	-0.159**
	ウ 差別の原因は、差別されている人の 側に問題があることも多い	3. どちらかと言え ばそう思わない	0.164**	-0.096**	-0.117**
	キ どんなに努力しても差別をなくす ことは難しい	4. そう思わない	0.120**	-0.052*	-0.158**
問 7	イ 一緒に生活したり、働いたり、 活動したりするなかに、同和問題 (部落差別) に熱心に取り組んで いる人との交流	1. よくあった 2. 時々あった 3. ほとんどない 4. 全くない	-0.068**	0.025	0.183**
問 15	1. 小学校での同和問題(部落差別)の学習経験	1. 受けていない 2. 受けた	0.036	-0.095**	-0.029
	2. 中学校での同和問題(部落差別)の学習経験		0.042	-0.071**	-0.038
	3. 高校での同和問題(部落差別)の学習経験		0.079**	-0.059*	-0.093**
	4. 大学での同和問題(部落差別)の学習経験		0.044	-0.009	-0.097**
	5. 公民館等の講座での同和問題(部落差別)の学習経験		0.024	0.032	-0.098**
	6. 職場での同和問題(部落差別)の学習経験		0.031	-0.046	-0.147**
	問 15 1~6の学習機会の合計数		1~6	0.055**	-0.092**
問 22	結婚差別や就職差別をなくすことの展望	1. そう思う ~ 4. そう思わない	-0.257**	0.304**	0.138**
問 23	Aの意見：今日では差別は許されない 状況にあるので、差別する人がやがて 孤立する Bの意見：世間では、まだまだ差別が 残っているので、差別をなくそうと する人が孤立してしまう	1. Aの意見に賛成 2. どちらかと言えば Aの意見に賛成 3. どちらかと言えば Bの意見に賛成 4. Bの意見に賛成	-0.150**	0.190**	0.108**
問 25	ア 自分のことを理解してくれる人の存在	1. そう思う ~	-0.035	0.089**	0.088**
	イ 今の生活への満足感	4. そう思わない	-0.002	0.043	0.042

(注1) **は1%水準で有意であることを、*は5%水準で有意であることを示している

(2) 態度や行動との相関係数とその意味

①問6:差別についての考え方との相関

- i: 「ア 差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである」と考えている人ほど（番号が小さいほど）、「同和地区（被差別部落）内の不動産への忌避的態度」は弱く（番号は大きく）、「子どもの結婚希望相手が同和地区（被差別部落）の人の場合」の反対姿勢は弱く（番号は小さく）、「差別的言動に遭遇したとき」に差別をなくす態度や行動をとる（番号は小さい）ことが示された。
- ii: 「イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない」（無関係論）、「ウ 差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多い」（当事者責任論）、「キ どんなに努力しても差別をなくすことは難しい」（宿命論）を否定的に考えている人ほど（番号が大きいほど）、「同和地区（被差別部落）内の不動産への忌避的態度」は弱く（番号は大きく）、「子どもの結婚希望相手が同和地区（被差別部落）の人の場合」の反対姿勢は弱く（番号は小さく）、「差別的言動に遭遇したとき」に差別をなくす態度や行動をとる（番号は小さい）ことが示された。

②問7:同和問題（部落差別）の解決に熱心に取り組んでいる人との交流との相関

「一緒に生活したり、働いたり、活動したりするなかに同和問題（部落差別）に熱心に取り組んでいる人との交流」がある人ほど（番号が小さいほど）、「同和地区内の不動産への忌避的態度」は弱く（番号は大きく）、「差別的言動に遭遇したとき」に差別をなくす態度や行動をとる（番号は小さい）ことが示された。

③問15:同和問題（部落差別）の学習経験との相関

同和問題（部落差別）の学習経験では、「3.高校での同和問題（部落差別）の学習経験」がある人ほど（番号が大きいほど）、「同和地区（被差別部落）内の不動産への忌避的態度」は弱く（番号は大きく）、「子どもの結婚希望相手が同和地区（被差別部落）の人の場合」の反対姿勢は弱く（番号は小さく）、「差別的言動に遭遇したとき」に差別をなくす態度や行動をとる（番号は小さい）ことが示された。これ以外の小学校、中学校、大学、公民館等の講座、職場での学習においても、差別に反対する態度との相関は見られるが、3つの従属変数のうちのいずれかにとどまっている。

なお、これら学習経験の機会（1～6の学習機会の合計数）が多くある人ほど（数字が大きいほど）、「同和地区（被差別部落）内の不動産への忌避的態度」は弱く（番号は大きく）、「子どもの結婚希望相手が同和地区（被差別部落）の人の場合」の反対姿勢は弱く（番号は小さく）、「差別的言動に遭遇したとき」に差別をなくす態度や行動をとる（番号は小さい）ことが示された。

④問22:結婚差別や就職差別解消の展望

「結婚差別や就職差別をなくすことができる」と考えている人ほど（番号が小さいほど）、
「同和地区（被差別部落）内の不動産への忌避的態度」は弱く（番号は大きく）、
「子どもの結婚希望相手が同和地区（被差別部落）の人の場合」の反対姿勢は弱く（番号は小さく）、
「差別的言動に遭遇したとき」に差別をなくす態度や行動をとる（番号は小さい）ことが示された。

⑤問23:同和問題（部落差別）に関する社会動向認識

同和地区出身者（被差別部落出身者）に対する差別について、「今日では差別は許されない状況にあるので、差別をする人がやがて孤立してしまう」と受け止めている人ほど（番号が小さいほど）、
「同和地区（被差別部落）内の不動産への忌避的態度」は弱く（番号は大きく）、
「子どもの結婚希望相手が同和地区（被差別部落）の人の場合」の反対姿勢は弱く（番号は小さく）、
「差別的言動に遭遇したとき」に差別をなくす態度や行動をとる（番号は小さい）ことが示された。

⑥問25:自分自身のとらえ方

「ア 自分のことを理解してくれる人がいる」と思う人ほど（番号が小さいほど）、
「子どもの結婚希望相手が同和地区（被差別部落）の人の場合」の反対姿勢は弱く（番号は小さく）、
「差別的言動に遭遇したとき」に差別をなくす態度や行動をとる（番号は小さい）ことが示されたが、
「イ 今の生活に満足している」かどうかとの相関関係は認められなかった。

3 第6節小括（まとめ）と課題「同和問題（部落差別）の場合」

同和地区（被差別部落）への忌避的態度や結婚における同和地区出身者（被差別部落出身者）の排除をなくし、同和問題（部落差別）に遭遇したときにもそれに同調や傍観することなく差別を抑制する態度が市民に求められる。同和問題（部落差別）の解決は、市民によるこうした差別撤廃に向けた態度や行動がなければ実現しない。今回の調査からは、それに向けて次の点が効果を有することが示された。

- ① 「ア 差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである」という、いかなる理由においても差別は許されないという大原則の確認や、差別問題は自分には関係ないという「無関係論」、差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多いと考える「当事者責任論」、どんなに努力しても差別をなくすことは難しいと受け止めている「宿命論」を否定できる正しい差別のとりえ方についての認識を形成していくこと。
- ② 同和問題（部落差別）の解決に熱心に取り組む人の存在や交流が、周囲の人に差別撤廃に向けた態度や行動を促している。そのため、市民生活の様々な場面や組織、職場、地域にこうした人権啓発リーダーとなる人を育成していくこと。
- ③ 学校教育や市民啓発活動、職場での同和問題（部落差別）学習は単発ではその効果は不十分で、これらが積み重ねられることによって学習効果が発揮される。子どもから大人までの系統的で重層的な教育・啓発活動を展開すること。
- ④ 「同和問題（部落差別）はなくすことができる」との展望を持つことが求められる。こうした認識を形成できるような学習を展開すること。
- ⑤ 同和問題（部落差別）の解決・差別撤廃へ社会の動きが確実に広がり進んでいることを、市民が正しく受け止めることができる教育や啓発を進めること。

これらが部落差別撤廃に向けた態度や行動の形成要因の全てではないが、少なくともこうした内容が人権啓発活動をはじめとした取組の方法や内容に反映されることが期待される。

4 障がい者問題の場合 (P.188表5参照)

(1) 分析の方法

障がい者問題にかかわる市民の態度や行動を示す質問項目として取り上げるのは、問9「あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望にあっても、次のア～キの条件の場合、避けることがありますか」に対する回答結果のうち、「イ 近隣に障がい者施設がある」場合である。これをここでの従属変数（影響を受ける態度や行動）とする。

これに関わっているのではないかと思われる〈独立変数〉として取り上げたのは、次の3つである。

1つ目は、問6「差別に関する考え方」のうち、「ア 差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである」、「イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない」（無関係論）、「ウ 差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多い」（当事者責任論）、「キ どんなに努力しても差別をなくすことは難しい」（宿命論）を取り上げる。回答選択肢は「1.そう思う」から「4.そう思わない」の4段階となっている。

2つ目は、問7「これまでの生活の中で、次のア～エの方と一緒に生活したり、働いたり、活動したりするなど、何らかの交流がありましたか」のうち、「ア 障がい者の人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人」で、回答選択肢は「1.よくあった」から「4.全くない」の4段階である。

3つ目は、問10「普段の生活の中で、次のア～ケの考え方について、どう思いますか」のうち、「カ 障がい者の求人が少ないのは仕方がない」で、回答選択肢は「1.そう思う」から「4.そう思わない」の4段階である。

その相関係数（スピアマンの順位相関係数）は表5の通りであった。

(2) 障がい者施設への忌避的態度との相関係数とその意味

①問6:差別についての考え方との相関

- i: 「ア 差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである」と考えている人ほど（番号が小さいほど）「近隣に障がい者施設のある不動産」への忌避的態度は弱い（番号は大きい）。
- ii: 「イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない」（無関係論）、「ウ 差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多い」（当事者責任論）、「キ どんなに努力しても差別をなくすことは難しい」（宿命論）を否定的に考えている人ほど（番号が大きいほど）、「近隣に障がい者施設のある不動産」への忌避的態度は弱い（番号は大きい）。

②問7:障がい者問題に熱心に取り組んでいる人との交流との相関

「一緒に生活したり、働いたり、活動したりするなかに障がい者問題に熱心に取り組んでいる人との交流」がある人ほど（番号が小さいほど）、「近隣に障がい者施設のある不動産」への忌避的態度は弱い（番号は大きい）。

- ③ 「障がい者の求人が少ないのは仕方がない」と、就労における障がい者の不利を当然と考える人ほど（番号が小さいほど）、「近隣に障がい者施設のある不動産」への忌避的態度は強い（番号は小さい）。

表5 態度や行動との相関係数(障がい者問題の場合)

			問9イ 近隣に障がい者施設のある不動産への忌避的態度
			1. 避ける 2. どちらかと言えば避ける 3. どちらかと言えば避けない 4. 全く気にしない
問6	ア 差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである	1. そう思う	-0.173**
	イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない	2. どちらかと言えばそう思う	0.196**
	ウ 差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多い	3. どちらかと言えばそう思わない	0.147**
	キ どんなに努力しても差別をなくすことは難しい	4. そう思わない	0.118**
問7	ア 一緒に生活したり、働いたり、活動したりするなかに、障がい者問題に熱心に取り組んでいる人との交流	1. よくあった 2. 時々あった 3. ほとんどない 4. 全くない	-0.051*
問24	カ 障がい者の求人が少ないのは仕方がない	1. そう思う ～ 4. そう思わない	0.180**

(注1) **は1%水準で有意であることを、*は5%水準で有意であることを示している

5 外国人問題の場合 (P.190表6参照)

(1) 分析の方法

外国人問題にかかわる市民の態度や行動を示す質問項目として取り上げるのは、問9「あなたが、住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望にあっても、次のア～キの条件の場合、避けることがありますか」に対する回答結果のうち、「エ 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる」場合である。これを従属変数（影響を受ける態度や行動）とする。

これに関わっているのではないかと思われる独立変数として取り上げたのは、次の3つである。

1つ目は、問6「差別に関する考え方」のうち、「ア 差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」、「イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない」（無関係論）、「ウ 差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多い」（当事者責任論）、「キ どんなに努力しても差別をなくすことは難しい」（宿命論）を取り上げる。回答選択肢は「1.そう思う」から「4.そう思わない」の4段階となっている。

2つ目は、問7「これまでの生活の中で、次のア～エの方と一緒に生活したり、働いたり、活動したりするなど、何らかの交流がありましたか」のうち、「エ 在日韓国・朝鮮人の人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人」で、回答選択肢は「1.よくあった」から「4.全くない」の4段階である。

3つ目は、問10「普段の生活の中で、次のア～ケの考え方について、どう思いますか」のうち、「キ 外国人や外国籍の人は、仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない」で、回答選択肢は「1.そう思う」から「4.そう思わない」の4段階である。

その相関係数（スピアマンの順位相関係数）は表6の通りであった。

(2) 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる不動産への忌避的態度との相関係数とその意味

①問6:差別についての考え方との相関

- i: 「ア差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである」と考えている人ほど（番号が小さいほど）、「近隣に外国籍の住民が多く住んでいる不動産」への忌避的態度は弱い（番号は大きい）。
- ii: 「イ差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない」（無関係論）、「ウ 差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多い」（当事者責任論）、「キ どのように努力しても差別をなくすことは難しい」（宿命論）を否定的に考えている人ほど（番号が大きいほど）、「近隣に外国籍の住民が多く住んでいる不動産」への忌避的態度は弱い（番号は大きい）。

②問7:外国人問題に熱心に取り組んでいる人との交流との相関

「一緒に生活したり、働いたり、活動したりするなかに在日韓国・朝鮮人問題に熱心に取り組んでいる人との交流」がある人ほど（番号が小さいほど）、「近隣に外国籍の住民が多く住んでいる不動産」への忌避的態度は弱い（番号は大きい）。

- ③ 「外国人や外国籍の人は、仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない」と、就労における外国人の不利を当然と考える人ほど（番号が小さいほど）、「近隣に外国籍の住民が多く住んでいる不動産」への忌避的態度は強い（番号は小さい）。

表6 態度や行動との相関係数（外国人問題の場合）

			問 9 エ 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる不動産への忌避的態度
			1. 避ける 2. どちらかと言えば避ける 3. どちらかと言えば避けない 4. 全く気にしない
問 6	ア 差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである	1. そう思う	-0.152**
	イ 差別問題は、差別されている人の問題で自分には関係ない	2. どちらかと言えばそう思う	0.125**
	ウ 差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多い	3. どちらかと言えばそう思わない	0.123**
	キ どのように努力しても差別をなくすことは難しい	4. そう思わない	0.141**
問 7	エ 一緒に生活したり、働いたり、活動したりするなかに、在日韓国・朝鮮人問題に熱心に取り組んでいる人の存在	1. よくあった 2. 時々あった 3. ほとんどない 4. 全くない	-0.063*
問 24	キ 外国人や外国籍の人は、仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない	1. そう思う ～ 4. そう思わない	0.240**

(注 1) **は1%水準で有意であることを、*は5%水準で有意であることを示している

6 第6節小括（まとめ）と課題「障がい者問題、外国人問題の場合」

生活圏において、障がい者や外国人との距離を置こうという忌避的態度を克服するためには、次のような点が効果を発揮することが示された。

- ① 「ア 差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである」といういかなる理由においても差別は許されないという大原則の確認や、差別問題は自分には関係ないという「無関係論」、差別の原因は、差別されている人の側に問題があることも多いと考える「当事者責任論」、どんなに努力しても差別をなくすことは難しいと受け止めている「宿命論」を否定することができる認識を形成していくこと。
- ② 障がい者問題や外国人問題の解決に熱心に取り組む人の存在や交流が、周囲の人に差別撤廃に向けた態度や行動を促している。そのため、市民生活の様々な場面や組織、職場、地域にこうした人権啓発リーダーとなる人を育成していくこと。
- ③ 働く権利において、障がい者や外国人は不利な条件でもよいとする考えを否定し、人権は無差別平等であることの理解を広げること。

これらが障がい者問題や外国人問題の解決に向けた態度や行動の形成要因の全てではないが、少なくともこうした内容が、人権啓発活動をはじめとした取組の方法や内容に反映されることが期待される。

第7節 おわりに～人権意識の課題と展望～

同和問題（部落差別）に限らず様々な人権課題の解決に向けた取組には、立ちはだかる3つの壁がある。第一の壁は、「もうそんな差別なんか存在しない」「あってもたいしたことはない」といった差別の現実に対する軽視や否定である。だから「取り組む必要はない」となり、時には展開されている取組に対して「なんで大層に取り組むのか」といった批判にさえ至る。

こうした市民の実感と差別の現実との間に乖離が生じる背景については「第3節 調査結果に見る差別の現実」において指摘したところであるが、市民が差別の現実をありのままに受け止めることのできる取組を展開していく必要がある。被差別当事者の体験や思いを様々な形で学ぶことはその重要な機会となろう。本調査の結果を市民の間で広く共有していくことも重要である。

第二の壁は、間違った差別のとらえ方である。本調査でも取り上げた「無関係論」や「当事者責任論」、「宿命論」など誤った差別認識は、差別の現実の助長や取組の放棄を導き正当化する。差別は差別する人がいることによって生じているのであり、この現実を社会を構成する全ての市民に関わっており、こうした社会のあり方を変革することによって必ず差別は解消されとの展望を持つことは、差別解消を実現するために不可欠な課題である。その意義は本調査の結果からも明らかである。

第三の壁は、こうした社会変革の努力を否定し、そっとしておけば自然に解決していくという「寝た子を起こすな論」という考え方である。たとえ、それが「差別をなくすため」という「善意」から発せられたものであったとしても、この考え方が取組の抑止力となり、時には取組への否定や攻撃にさえエスカレートする危険性を有している。「寝た子を起こすな論」の誤りは本調査からも示されており、その克服は古くて新しい課題である。

本調査からは、本項での分析以外にも多くの知見が得られるであろう。被差別当事者をはじめ、様々な立場の市民、関係者がそれぞれの問題意識から、調査結果の意味をさらに広く深く読み取っていただければ幸いである。また、調査は「調査報告書」が出来上がって一件落着ではない。むしろ、そこがスタートラインである。今後の様々な分野での取組を検討していくための材料として本調査結果が活用され、議論が一層推進されることを期待してやまない。